

平成22年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成22年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成22年10月8日
午前10時 開議

1 出席議員

橋本宗之	議員
菱田明儀	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岩田剛	議員
森田泰雄	議員
大西吉文	議員
園崎弘道	議員
寺地永	議員
若山憲子	議員
北村政雄	議員
樋口房次	議員
青野仁志	議員
川原一行	議員
関谷智子	議員
高橋尚男	議員
田中美貴子	議員
西川博司	議員
藤田稔	議員
向野憲一	議員

2 欠席議員

田辺勇氣	議員
------	----

3 説明のため出席した者

久保田 勇	管理者
栗栖俊次	城陽市副市長
明田 功	副管理者
坂本信夫	副管理者
奥田光治	副管理者
中谷浩三	井手町副町長
吉村 弘	専任副管理者
稲石義一	事業部長
浅田清晴	施設部長
革島昇治	会計管理者
清水孝一	総務課長

杉 崎 雅 俊	財政課長
長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン 2 1 長谷山所長
福 西 博	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長
垣 内 太 平	代表監査委員

4 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局長
橋 本 哲 也	財政課係長

5 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 9 号	平成 2 2 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 5 議案第 1 0 号	平成 2 0 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算 認定について
日程第 6	休会について

6 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 6

午前 1 0 時 0 0 分 開会

○高橋尚男議長 おはようございます。

会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。橋本副管理者、並びに汐見副管理者から、欠席の届け出があり、来栖副市長、中谷副町長に、それぞれ、出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は、2 0 人であります。既に定足数に達しておりますので、1 0 月定例会は成立をいたしました。これより平成 2 2 年 1 0 月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第 1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果 5 件につきましては、その写しをお手元に配布いたしておりますので、ご覧をお願いします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○高橋尚男議長 次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１４条の規定により、議長において、原田周一議員、関谷智子議員を指名いたします。

日程第３ 会期の決定について

○高橋尚男議長 次に、日程第３、会期の決定について議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から１１月２５日までの４９日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、４９日間と決定いたしました。

日程第４ 議案第９号 平成２２年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第１号）

○高橋尚男議長 次に、日程第４、議案第９号、平成２２年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第１号についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。本日ここに、平成２２年１０月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、お忙しい中、御参集を賜りまして厚くお礼申し上げます。

ただ今議題となりました議案第９号、平成２２年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第１号の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ５２２万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４８億４１万７千円といたすものでございます。今補正予算につきましては、本年４月２日に発生をいたしました折居清掃工場のごみピット火災を教訓と致しまして、今後の全庁的な防火対策に万全を期すため、所要の対策経費を計上するものでございます。

議案第９号資料を参照して頂きたいと存じますが、その資料で申し上げますと、折居清掃工場の初期消火対策に係る経費を中心に、放水銃の新設をはじめ、ごみピット全域監視用高感度カメラ及びその大型モニタの増設等、ごみ焼却費で１千１７２万６千円、ごみ破碎費で１３８万８千円、合計１千３１１万４千円を追加をいたすものでございます。次に、クリーン２１長谷山の灰溶融炉の運転に関しまして、環境省からの財産処分に係る運用通達及び事前協議によりまして、停止が可能となっておりますことから、溶融処理に係る、黒鉛電極購入経費１千８３４万２千円を不執行とし、ごみ焼却費から減額をいたすものでございます。以上により、歳出の増減差引は５２２万８千円の減額となるものでございます。歳入面では、これら歳出の増減差引の結果、分担金で５２２万８千円を減額し、構成市町にお返しすることといたしております。これにより、補正後の分担金は４０億３千７００万５千円となるものでございます。

以上、補正予算の内容でございます。どうかよろしく御審議をいただきまして、御可

決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。 山本議員

○山本邦夫議員 一点だけ確認だけさせて頂きたいのですけれども、先ほど説明にもありました、クリーン２１長谷山の灰溶融炉の停止に関連して、これは先月ですか、廃棄物処理委員会で、詳しくご説明されましたので、これについては分かっているのですが、確か、１０月に政府の方に停止のための申請を行うということだったかな、ちょっとメモを取っていないので大雑把な記憶ですけれども、その申請等の手続きの進捗状況、もう既に申請をしているのか、それとも先ほど事前協議と管理者からありましたけれども、その辺りの進捗状況がどうで、今後の日程、段取り等について、分かれば教えて下さい。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 只今のご質問について、お答えさせていただきます。灰溶融炉停止の事務手続きの状況についてということでございますので、この件につきまして、先月の２７日に承認申請に必要な提出書類一式を京都府経由で環境省に送付して、仮申請という形で行いました。その後、環境省において書類及び記載事項の点検が予定通り、現在行われているところでございまして、このような状況ですので、今月中旬には、この前の委員会でもお話しておりました通り、予定通り本申請を行うこととしておりまして、承認申請書においては、停止の時期を平成２３年３月３１日としておりますことから、それまでには承認が通知されることと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 ありがとうございます。もう質問ということじゃないのですが、要望なのですけれども、この件について言えば、結構、前回の廃棄物処理委員会の後、実は、問い合わせも結構あって、資料を欲しいとか、理事者の方にも当然あると思いますけれども、こちらの方にも問い合わせもあったりしているのですけれども、例えば八幡の中とかでも、衛管に関係、ここの議会に来られた方にしても、例えば灰溶融を造るときの経過とかは良く承知されているけれども、いきなり何で停止やというようなことを聞かれたり、それから京都新聞が、ちょっと数字が間違っていたとか、新長谷山を造るときの総工費が６２億が、５年間でもう全部使命終えたみたいな報道やったこともあるので、その辺りは広報紙等いろんな形で何故、その灰溶融炉を停めるに至ったのかという辺りは、もっと問題等含めて住民の方、関係方面には、その辺りの経過が分かるような広報、啓発等を是非お願いしておきたいと思います。以上です。

○高橋尚男議長 要望でよろしいですか。他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を裁決いたします。第9号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○高橋尚男議長 次に、日程第5、議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の他に、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出をいたすものでございます。計数の詳細につきましては会計管理者から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、議案第10号の参考資料と致しまして平成21年度決算額を基礎に致しました、貸借対照表と行政コスト計算書を併せて提出を致しておりますので御報告を申し上げます。

どうかよろしく御審議をいただき、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋尚男議長 次に決算の計数について、説明を求めます。

革島会計管理者

○革島昇治会計管理者（登壇） おはようございます。それでは私のほうから議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての、計数的な説明を申し上げます。

まず、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入・歳出決算書の概略を説明をさせていただきますまして、次にその詳細を記載しております平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、1 ページから 2 ページの歳入でございますが、下段をご覧いただきたいと
思います。歳入決算の総額は、5 4 億 5, 7 3 9 万 6, 6 4 1 円。不納欠損額 6 7 万 8,
0 2 0 円。収入未済額 3 4 2 万 5, 1 9 8 円で、予算現額に対し、2, 0 0 8 万 1, 6
4 1 円の増額となっております。

次に、歳出の決算でございますが、決算書の 3 ページから 4 ページをご覧願います。
歳出決算の総額は、4 ページ下段にございます支出済額でございますが 5 3 億 8, 5 2
8 万 3 9 7 円であります。翌年度への繰越額は、ございません。不用額は 5, 2 0 3 万
4, 6 0 3 円となっております予算現額 5 4 億 3, 7 3 1 万 5 千円に対しまして、5, 2 0
3 万 4, 6 0 3 円の差引残額となっております。なお、収入済額から支出済額を差し引
きました歳入歳出差引残額は、3 ページの中ほどに記載をしております 7, 2 1 1 万 6,
2 4 4 円となっております、この分が平成 2 2 年度への繰越金となっております。以
上が決算の概略でございます。

続きまして、その詳細につきまして平成 2 1 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出
決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。

まず歳入でございます。5 ページから 1 2 ページに記載をしておりますが、5・6 ペ
ージをご覧願います。款 1 分担金及び負担金でございます。これは構成市町からいた
だきます分担金であり、歳入予算の大宗を占めておりますが、予算現額 4 2 億 5, 1 0 5
万 9 千円、収入済額は同じく 4 2 億 5, 1 0 5 万 9 千円で調定額どおりの収入となっ
ております。次に、款 2 使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきまし
ては、予算現額 4 億 7, 6 6 3 万 6 千円。調定額 4 億 8, 4 0 3 万 9, 7 7 1 円に対し、
収入済額は 4 億 7, 9 9 3 万 6, 5 5 3 円となっております、この収入の主なものは、
8 ページの上段にございます清掃手数料で、4 億 7, 8 1 9 万 2, 9 9 0 円ありますが、
その中には、備考欄に記載をしております還付未済額 1 万 5, 2 0 0 円が含まれて
おります。次に 7 ページ款 3 国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予
算現額 5, 7 0 2 万円に対し収入済額は同じく 5, 7 0 2 万円で調定額どおりの収入と
なっております。続きまして、その下の款 4 府支出金でございます。府支出金の予算現
額は 1, 0 0 0 円に対し収入済額は 0 円となっておりますが、これは財務会計システム
上から目を設定し、1, 0 0 0 円の予算を計上したのですが、決算年度の収入額はご
ざいませんでした。次に、款 5 財産収入でございますが、財産収入につきましては、予
算現額 7, 7 2 9 万 1 千円、収入済額 7, 8 5 9 万 2, 8 0 6 円で調定額どおりの収入
となっております。この収入の主なものといたしましては、財産運用収入といたしまし
て、利子及び配当金 3 7 0 万 8, 7 0 9 円及び、同じく 7 ページの下段にございます物
品売払収入でございまして 7, 4 8 8 万 4, 0 9 7 円でございまして。その収入の主なも
のとは、缶及びペットボトル、また、破碎選別有価物などの売払い収入が
主なものでございます。次に、9 ページの款 6 繰入金でございますが、繰入金につきま
しては、予算現額 1 億 6, 6 9 8 万 7 千円。収入済額は同じく 1 億 6, 6 9 8 万 7 千円
で調定額どおりの収入となっておりますが、その内訳は、財政調整基金繰入金 5, 7 2
2 万円及び、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金繰入金 1 億 9 7 6 万 7 千円でござ
います。続きまして、款 7 繰越金でございますが、繰越金につきましては、予算現額 6,
5 0 7 万 2 千円。収入済額 6, 5 0 7 万 1, 4 1 6 円で調定額どおりの収入となってお

ります。次に、款８諸収入であります。諸収入につきましては、予算現額８，３０４万９千円。収入済額１億１３２万９，８６６円となっております。主な収入といたしましては、１１ページに記載をしております雑入の９，９１６万３，４４０円でありまして、クリーン２１長谷山の発電による余剰電力売却収入７，５６５万７，６５９円のほか、工房教室の参加料や、太陽ヶ丘への蒸気供給代金などでございます。続きまして、１１ページの款９組合債であります。組合債は、長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業等、組合の施設整備事業などに係る起債でありまして、予算現額２億６，０２０万円に対し、収入済額は２億５，７４０万円で、調定額どおりの収入となっております。

以上が歳入決算の説明でございますが、続きまして、歳出決算の説明をさせていただきます。１３ページから３６ページでございます。まず、１３ページの款１議会費であります。議会費につきましては、予算現額３６５万８千円。支出済額３３８万９１６円で、２７万７，０８４円の不用額となっております。次に、その下の款２総務費でございます。総務費につきましては、予算現額７億８３２万円。支出済額７億４３２万７４７円で、３９９万９，２５３円の不用額となっております。この不用額の主なものとしたしましては一般管理費の３５２万１，８４０円でございます。なお、この総務費の中には、平成２１年度に退職いたしました職員１４名分の退職手当を含んでおります。次に、飛びまして１９ページ下段の款３衛生費でございます。衛生費は、工場や施設関係経費が中心となっております。予算現額３３億５，１８７万３千円。支出済額３３億８９０万８，２７４円、不用額は４，２９６万４，７２６円となっております。不用額の主なものとしたしましては、２１ページにございます清掃総務費の６６３万８，９３６円及び２６ページにございます、ごみ焼却費の２，２７４万１，７５６円、３２ページのごみ埋立費の４３５万８，５９２円などでございます。続きまして３３ページの款４公債費であります。公債費は、いわゆる借金の返済でありまして、予算現額１３億６，８８３万３千円。支出済額１３億６，８６７万４６０円で、不用額は１６万２，５４０円となっております。最後に、その下にあります款５予備費であります。予備費につきましては、当初予算５００万円に対しまして、予算の執行過程におきまして、一部を充用いたしておりますが、その内容につきましては ３４ページ、３６ページの備考欄に記載のとおり、３６万９千円を衛生費へ充用しております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。３７ページでございます。歳入総額が５４億５，７３９万円６千円歳出総額は５３億８，５２８万円、歳入歳出差引額が７，２１１万６千円ですが、翌年度へ繰り越すべきものはなく、実質収支額は同じく７，２１１万６千円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。３８ページでございます。公有財産のうち、土地につきましては、決算年度末の現在高の合計は、１７万９，１１２．７６平方メートルとなっており、増減はございません。一方、建物の決算年度末の現在高の合計につきましては、非木造で、４万３，８４２．２１平方メートルとなっており、決算年度中の増減高は３，９７４．４９平方メートルの減少となっておりますが、これは旧長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業に伴います旧長谷山清掃工場等の解体撤去分の４，３３４．４９平方メートルが減少いたしました一方で、その跡地にストックヤ

ードを新設しましたことによるものでございます。

次に、主要物品についてご説明申し上げます。39ページから40ページをご覧くださいと思います。決算年度中に、2物品が増加をし6物品が減少いたしました。その結果、決算年度末の現在高の合計は131物品となっております。

次に、基金についてご説明申し上げます。41ページでございます。財政調整基金では、一般会計から積立金と運用益とで、2,736万4,980円増加をし、退職手当充当分で5,722万円減少いたしました結果、決算年度末の現在高は、1,522万777円となっております。次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、預金預け入れなどによる運用益で352万7,729円が増加をいたしました一方で、し尿収集量の減少に伴います収集車両3台分の減車が発生いたしましたので、1億976万7千円を支出いたしました結果、有価証券の2億4,902万1千円を合わせまして、決算年度末の現在高は3億6,934万2,011円となりました。

以上で平成21年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○高橋尚男議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平監査委員

○垣内太平監査委員（登壇） おはようございます。監査委員の垣内でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は去る9月17日に橋本監査委員とともに、本組合事務局におきまして実施をいたしました。審査の対象は平成21年度一般会計歳入歳出決算の全科目にわたってで、でございます。審査の方法といたしましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに基金の運用状況調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数については、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や、質問を行う中で審査を行いました。審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び付属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に決算の概要でございますが、予算現額、54億3,731万5千円に対する決算額は、歳入が54億5,739万6,641円、歳出が53億8,528万397円となっております。歳入歳出差引残額は7,211万6,244円となっております。翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支額も同額と、なっております。尚、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は1億8,483万8,928円、率に致しまして3.51%、歳出につきましても1億7,779万4,100円、率にいたしまして3.41%と、ともに増額となっております。細目の数値、比率等につきましては、お手元に配付をされております審査意見書をご清覧いただきたいと存じます。

なお、平成21年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。以上、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審査することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、田辺勇気議員、山本邦夫議員、原田周一議員、岡田久雄議員、園崎弘道議員、寺地 永議員、樋口房次議員、関谷智子議員、田中 美貴子議員、西川博司議員、向野憲一議員、以上の11人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 ただいま選任されました、決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長との互選を行ない、その結果を議長まで報告を願います。暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時45分 再会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、関谷智子議員が、副委員長には、原田周一議員が、それぞれ当選をされましたので、ご報告を申し上げます。

日程第6 休会について

○高橋尚男議長 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により10月9日から11月24日までの47日間

を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、10月9日から11月24日までの47日間を休会することに決定いたしました。以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

○高橋尚男議長 次回は、11月25日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は10月22日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おき願います。

以上でございます。本日は大変ごくろうさまでございました。ありがとうございます。

10時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 原田 周一

議 員 関谷 智子

第 2 号

平成22年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成22年11月25日

午前10時 開議

1 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岡 田 久 雄	議 員
村 田 忠 文	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
橋 本 昭 男	副管理者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
奥 田 光 治	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
革 島 昇 治	会計管理者
清 水 孝 一	総務課長

杉 崎 雅 俊	財政課長
長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン 2 1 長谷山所長
福 西 博	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局
橋 本 哲 也	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 1 1 号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて
日程第 3	一般質問
日程第 4	議案第 1 0 号 平成 2 1 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 1 2 号 城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 1 3 号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 1 4 号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8	議案第 1 5 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 9	議案第 1 6 号 平成 2 2 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	閉会中継続審査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～日程第 1 0

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○高橋尚男議長 おはようございます。

ただ今の出席議員数は、2 2 人、全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成 2 2 年 1 0 月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行ないます。城南衛生管理組合監査委員から報告がありました、例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配布致しておりますので、ご覧おき願います。

日程第2、議案第11号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて

○高橋尚男議長 次に日程第2、議案第11号、公平委員会委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました、議案第11号、公平委員会委員の選任同意を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。本案は、本組合の公平委員会委員の任期が、平成22年12月27日に満了をいたしますことに伴いまして、現公平委員会委員であります、宇治市推薦の、村田敏行氏、城陽市推薦の山岡祥二氏、そして八幡市推薦の、石野喜幸氏に引き続きお願いを致したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任同意を求めるものでございます。今後人事行政に関します豊かな御見識と公平不偏のお立場から、引き続き御指導をお願いしたいと存じております。

よろしく御審議を頂き、御同意を賜われますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。 本案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第11号議案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第3 一般質問

○高橋尚男議長 次に日程第3、一般質問を行います。

西川議員

○西川博司議員（登壇） おはようございます。10月議会における一般質問を通告の順に行います。

先ず始めに、ごみ処理計画について、質問します。京都南部地域のごみ処理は、城南

衛生管理組合、京田辺市、相楽西部塵埃処理組合及び相楽郡東部広域連合などで処理、処分を行っています。平成21年度版京都府環境白書によると、南山城地域各自治体における可燃ごみ処理量は全体で年間143,797トンになっています。この内、城南衛管では、平成18年度にクリーン21長谷山が完成、折居清掃工場と合わせて日量470トンの処理能力を有しています。しかし人口増加の鈍化、リサイクルの進捗による可燃ごみ排出量の微減に伴い、2施設の平均稼働率、これは、環境省算出基準によりますが、約80%に留まっています。可燃ごみ発生量の微減により、発電タービンを有するクリーン21長谷山に焼却処理の比重を傾け、発電量を確保されていますが、折居清掃工場も隣接の山城総合運動公園へ蒸気供給を行わなければならない、計画量を下回る可燃ごみ排出量に対して苦しい運転を続けていると聞いています。木津川市と精華町で構成されている西部塵埃処理組合では、学研都市として人口増加も著しく、人口増に比例してごみ排出量の増加傾向にあります。このような状況で処理施設の整備が追いつかず、現在は打越台環境センター、日量60トンの処理能力超過分である旧木津町の排出ごみを平成10年10月から三重県伊賀市の民間業者へ委託処理されています。また、同組合の取り決めで次期焼却場を木津川市内に求めることになっていることから、木津川市は、委託処理を行いながら候補地の選定作業を行うことになっていますが、未だ候補地として確定合意するまでに至っていないようです。京田辺市は、衛生センター甘南備園で単独処理を行っています。ダイオキシン類対策が全国を席卷した平成9年に城南衛管への加入が持ち上がったものの、条件等で合意に至らず、現在に至っています。甘南備園の稼働開始は、昭和61年と24年が経過することから更新計画が検討されています。しかし、地方財政の厳しい折、建設費コストの負担は大きく、隣接の枚方市との協同処理を模索しているといわれています。相楽西部と対照的に人口減少により和束町に平成11年に設置された相楽東部クリーンセンターの稼働日数は月平均15日に留まっています。同センターは、平成31年に撤去することを地元と協定を結んでいるため、今後移転先が課題となってきます。一方、城南衛管には折居、長谷山の2工場があり、リサイクル意識の向上により焼却量に余裕があります。ここに至るまで、正・副管理者、衛管職員、議員を始め、構成各自治体の関係者の方々の様々な努力があつてのことと高く評価をしているところであります。現在の城南衛管のごみ処理施設の能力は、クリーン21長谷山は、定格処理能力が、年間64,500トン、折居清掃工場は、定格処理能力が、年間61,800トン、合計で、定格処理能力が、126,300トンであり、南山城地域各自治体における可燃ごみを受け入れて処理することは十分可能であります。現在、クリーン21長谷山はごみ焼却熱で発電を行い、売電しているため、クリーン21長谷山での焼却を主にしています。しかし折居清掃工場では、太陽が丘への蒸気供給を行う必要があることから、それに必要な一定量は焼却しています。このため、折居清掃工場では、2炉ある中で、1炉交互運転をしています。今後、折居清掃工場の更新計画を策定する段階に入っていきますが、これらの京都南部地域のごみ処理の実態と城南衛管の処理能力の現状を考え合わせると、折居清掃工場の更新に際しては、処理に困っている京都府南部のごみを受け入れて広域処理をすることを視野に入れて、現行能力と同程度の焼却能力を持つ更新計画を策定してはどうかと思いますが、管理者の考えをお聞きします。

次に、質問の第２、リサイクル工場の充実について質問をします。衣服のリサイクルとしての、リサイクル工場の取り組みが行われています。大変有効な取り組みであると高く評価をしています。平成２１年度決算での資料によると、平成２０年度の実績と比べて２１年度の実績は利用者、譲渡点数、金額とも少ないという結果が出ています。これは２０年度は、交通の利便性を考えて試行的に折居清掃工場で６月、７月、８月の３ヶ月間各月１０日間実施したのに対して、２１年度は同じ折居清掃工場で１１月を除き毎月１回実施したが、実施回数が少なかったためであると聞いています。２３年度以降折居清掃工場での実施回数を増やすことを検討していきたいと決算特別委員会で答弁がされましたので、今後の検討結果を見守っていきたいと思います。しかし、折居清掃工場でも住宅地に近接しているとはいえ、まだまだ公共交通の利便性は少ない地であり、自家用車がなければ、行けないのが実情です。城南衛管の施設では折居清掃工場よりも交通の利便が良い場所はないのも実情です。そこで、このような有効なリサイクル工場の更なる推進を進めていくために、構成市町の施設で交通の利便の良い施設を借りて実施する考えはありますか、お聞きします。以上で、第１回目の質問とさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） ただ今の西川議員のご質問についてお答えします。

一つ目のごみ処理計画についてですが、まず、折居清掃工場の更新に係る基本的な事項と更新事業の現状について、改めてご説明を申し上げます。焼却場の耐用年数は、一般的に約３０年と言われており、このことからすれば、現折居清掃工場は、平成２８年度でその耐用年限を迎えることとなりますが、当組合のように二つの施設を所有する場合、耐用年数３０年としますと、一方の施設が１５年目を迎える時に、もう一方の施設の更新を行うことが費用負担の平準化が図れ、理想的な事業展開となるものと考えています。そのため、クリーン２１長谷山が１５年目を迎える平成３３年頃に新折居清掃工場の完成が最もベストであります。現折居清掃工場はその時点で稼働３５年となることから、現在、平成１８年度に実施しました精密機能検査に基づき、ボイラーの水管等、基幹設備の更新や機器類の改修を計画的に実施し、延命化を図っているところであります。一方、今年度におきましては、改めまして精密機能検査を実施し、その結果をもって、更新時期を確定することとし、また、来年度には、ごみ処理基本計画及び更新事業基本計画を策定し、処理能力設定など今後の更新計画を具体的に構築することとしております。次に、建設用地の問題であります。平成１８年度に策定しました、ごみ処理基本計画では、その目標年度であります平成２８年度の要焼却量として、９５，８６１トンを出算しております。日量に直しますと３６０トンになり、クリーン２１長谷山の処理能力２４０トンを引き超えますと１２０トン程度となり、従って、新折居清掃工場の処理能力は、１２０トンと見込んでおります。この程度の規模ですと、これまでも何度か申し上げておりますが、現工場敷地内での更新が可能となります。議員の言われる他の団体のごみを引き受けることとなりますと、現計画をはるかに超える規模となりますことから、現工場敷地内での更新は不可能となり、他に用地を求めるか、隣地購入に

より用地の拡大等を図るかが必要となります。現折居清掃工場の老朽化に伴う更新時期を考えますとき、こうした多くの困難や時間、あるいは大きな財政支出を伴う計画変更は到底出来ません。また、京田辺市や木津川市ではそれぞれ独自に施設整備を行われる方針と承知しております。なお、新折居清掃工場稼働までの間につきましては、現処理能力の範囲内であれば、行政間協力の一環として、一定の期間のみ、お引き受けすることは可能と考えております。

次に、二つ目のリサイクル工房のご質問についてお答えします。先日の決算特別委員会でもご指摘を頂き、来年度以降、折居清掃工場において、毎月の最終の土日の開催など、回数を増やすことで、工房の充実と利用拡大を図るとのお答えを申し上げましたところでございまして、現在、ボランティアスタッフのエコフレンズさんとも協議を行っているところでございます。また、交通の利便性の良い施設を借りてということでございますが、この件に関しましては、宇治市の協力を得まして、ＪＲ宇治駅隣接の、ゆめりあうじ、での開催を平成１９年度から行っているところでございまして、宇治市、城陽市、それから井手町などＪＲ沿線から広くご参加を頂いておりますので、ご理解願いたいと思います。また、合わせまして、構成市町等関係機関からの要請があれば、今まで同様、エコフレンズさんとも調整を行いながら、出張開催を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくご理解願いますよう、お願い申し上げます。

○高橋尚男議長 西川議員

○西川博司議員 それでは２回目の質問を行います。質問の第１ ごみ処理計画についてですが、折居清掃工場の更新に際しては、１２０トンの処理能力を有する新工場を建て替えるとのことですが、近隣自治体同士で、協力し合うことが必要です。これまで城南衛管管内の自治体同士で協力し合ってきました。また、城南衛管管外の自治体とも協力し合うこともあり、今後も協力してもらうこともあると思います。近隣自治体同士は、困った時に協力する関係が必要です。城南衛管管内でしっかり処理していくということだけでなく、広い範囲で環境問題を考えて、広域での協力も視野に入れて、もう少し焼却能力が高い工場の建設計画を策定すべきです。今後もっと人口が減っていきます。今までの枠組みにとらわれず、広域で処理することを考えるべきです。このことは意見として言っておきます。折居清掃工場建て替えの用地についてですが、最近の技術の向上によって現敷地内で同程度の工場の建設も可能だと思います。なお、折居清掃工場の用地の取得時に、同程度の焼却施設の建て替えを想定した、用地確保をされたのではないかと思います。また、灰溶融施設の設置を必要としないとなれば、同規模程度の施設に必要な敷地を確保するのが困難というのは理解し難いのですが、何か、より広い敷地を必要とする施設を検討されているのか、お尋ねします。

次に質問の第２、リサイクル工房の充実についてですが、折居清掃工場でのリサイクル工房の回数を増やすことについての努力については期待をしております。また、ゆめりあうじ、での開催など努力されていることも高く評価をしております。構成市町等関係機関からの要請があれば、今まで同様、エコフレンズさんとも調整を行いながら、出張開催を行うとのことですが、私が宇治市議会で、城南衛管からの要請があれば宇治市

の施設を貸すことが出来るか、と質問したところ、城南衛管からの要請があれば、協力について検討するとの答弁がされております。あとはエコフレンズさんの体制と衛管職員さんの体制などを合わせて検討する必要があると思いますが、実現させる方向で検討されるよう要望しておきます。以上で第2回目の質問とさせていただきます。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） ただ今の1問目の2回目の質問について、お答えさせていただきます。現敷地内での同程度の工場の建設も可能かということでございますが、この件につきましては、以前に230トンという同規模で検討した経過がございます。その時にコンサルとか、それからプラントメーカーとかにも調査を行いましたけれども、その結果、今の現有の余っている敷地内、緑地帯を含む敷地内では、230トンとなるとちょっと無理だという判断をその当時いたしておるところでございます。南山城地域を集約しますと、先ほどおっしゃっていましたが、あれを日量に直しますと、クリーン21長谷山の240トン差引いて300トンぐらい残ってくると思います。その量を折居清掃工場で処理するという計画をたてなければならないということでございまして、今の現敷地でしたら、今現在、計画していますのは4千㎡余りの建設面積を一応一部造成をした形で確保できているのですけれども、クリーン21長谷山以上、例え、灰溶融炉施設をなくしたとしても、あれだけの面積をあの敷地で確保するというのは、困難と考えておりまして、先ほどその点につきましては、お答えさせてもらったとおりの内容でございます。以上よろしくご理解願います。

○高橋尚男議長 西川議員

○西川博司議員 そうしたら3回目の質問を行います。いろいろと計算をされて困難であるというふうな答弁がされた訳ですが、私は、現施設で同じだけの焼却施設が建設可能と考えています。もしどうしても用地が不足する、或は不規則な用地で建て替えし難いということであれば、隣接する京都府の太陽が丘運動公園の敷地を一部借用するか、或は一部の用地を交換するという形で検討するのも可能ではないかと思います。それから、広域処理のことについては、京都府議会でも出ていると聞いております。この機会に今までの枠組みにとらわれずに、広域で処理することを実現すべきです。これらを含めて、再度、検討されるよう要望しておきます。以上で、私の質問は全て終了します。ご静聴ありがとうございました。

○高橋尚男議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第4、議案第10号 平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○高橋尚男議長 次に、日程第4、議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、関谷智子議員

○**関谷智子委員長**（登壇） ただ今議題となりました議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は去る10月8日の本会議において設置をされ、議案第10号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、関谷が、副委員長には原田周一委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月19日に招集し、説明には、正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間でありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括をして、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して、次に実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付いたしておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第10号議案についての討論は無く、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして、第10号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に添えていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。また、併せて原田副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞り無く運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○**高橋尚男議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**高橋尚男議長** これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**高橋尚男議長** これにて討論を終結いたします。
これより議案第10号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第12号、城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を
改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に日程第5、議案第12号、城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第12号、城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

組合用地内に設置をされております電柱類及びその他の柱類に係る使用料につきましては従来から、構成市町との均衡や電柱の市町地域別所在数を考慮し、城陽市が定めておられる使用料額と同額といたしてきております。今回、お手元の議案第12号資料のとおり、電柱に架かる電線等、線類につきましても、使用料徴収の必要が生じたことから、別表の区分に追加をし、城陽市と同額の1メートルにつき、20円を規定いたしますのでございます。

よろしくご審議を頂き、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。 第12号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第13号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び
再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて

○高橋尚男議長 次に日程第6、議案第13号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第 13 号、城南衛生管理組合
廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するに
ついての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 21 年度をもちまして、長谷山清掃工場の解体撤去工事が完了いたしま
したことから、本条例設置規定中における同工場の記載部分を削除いたしますため、提
案をいたすものでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上で
ございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。 第 13 号議案を可決するに賛成の議員の
起立を求めます。

（起 立 全 員）

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 14 号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に日程第 7、議案第 14 号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に
関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第 14 号、城南衛生管理組合
専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理
由の御説明を申し上げます。

本案は、お手元議案第 14 号資料のとおり、平成 22 年度の国家公務員の給与に関す
る人事院勧告を踏まえ、従前の例に従いまして、本組合専任副管理者の期末手当の支給
に関し、第 1 条及び第 2 条の改正により、平成 22 年 12 月期の期末手当におきまして、
年間支給率を国と合わせるべく調整措置を講じ、平成 23 年度以降は、6 月期の現行支
給率 100 分の 145 を 100 分の 140 に、12 月期の現行支給率、100 分の 16

5を100分の155にそれぞれ改正を行うものでございます。また、地域手当の支給に関して一般職の職員の条例附則特例規定を適用せず、改正後の100分の4.5の支給割合を平成23年度から、適用する規定を設けるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。第14号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に日程第8、議案第15号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第15号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本組合職員の給料及び期末・勤勉手当等を改正いたしますとともに、地域手当の引き下げにつきましても、併せて改正を行うものでございます。

主な改正内容と致しましては、お手元の議案第15号資料の1ページのとおり、国の改正に準じ、給料表の一部引き下げを行いますとともに、期末手当につきましては、年間の支給率を国どおり、2.75月から2.60月に引き下げるとともに、勤勉手当につきましても、1.40月から1.35月に引き下げ、年間の合計を4.15月から3.95月に0.20月引き下げるものでございます。三つ目に平成18年度実施の給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置でございます現給保障率に付きましても、人事院勧告どおり、引き下げるものでございます。次に、地域手当の引き下げにつきましては、平成20年度から、段階的な削減措置を図り、平成22年度の支給率は6%となっておりますが、管内構成団体の現時点での状況を踏まえまして、6%から、さらに4.5%に削減を図り、管理職員以外につきましては、当分の間5%と致すものでござ

います。人事院勧告に伴う改正につきましては、施行日を平成23年1月1日から、地域手当の引き下げにつきましては、平成23年4月1日から施行することと致しております。以上の内容により、職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。なお、今回の改正につきましては、労使交渉を重ねて合意に達しておりますことを申し添えさせていただきます。

この他、再任用職員の期末・勤勉手当の支給率につきましても議案資料のとおり、国に準じて所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。 山本議員

○山本邦夫議員 何点か聞かせて頂きますが、毎年のように人勧のマイナス勧告等が出て、それから手当の引下げとか、地域手当の削減とかずっと続いてきていますが、ちょっとこの数年間の人勧等の実施状況内容について、教えて頂きたい。それから先ず、給料表の改定で、給料月額200円から700円、引き下げるということなのですが、議案書の給料表を見ていて、考え方を教えて頂きたいのですが、全てを下げている訳じゃなくて、下っているところ、下っていないところがありますが、例えば、単純に金額的に高いところを下げてるという訳でもなさそうで、例えば65号給の2級でいえば28万円ぐらいですが、ここは200円減額になっていますが、4号給の7級とかやと、37万円ですけど、ここは変わっていないとかですね、低いところは下げないで、高いところを下げるとかいうことでもなく、全体の改定の考え方というのは、どういうことなのか。それから改定による影響を受ける人は、この資料の3ページのところで、再任用25人で、全体で101人ですから、大体、正職員でいえば4分の3ぐらいの方が影響を受けるのかなと思うのですが、年齢階層でいえばどれぐらいの、余り綿密なことは分からなくても結構ですけども、若年層、それから年齢によって一定の配慮があるのかどうか、その辺りを教えてください。それから現給保障率のことで、その辺の算出根拠等を単純にその数字を人勧にならうのか、起点等についても教えて頂きたい。地域手当の当分の間5%ということで、ここの継続交渉ということであれば、組合とはどのような、ここは未だ一致していないということなんだろうと思うのですが、今の協議の内容等教えて頂ければと思います。以上です。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） ただいま議案15号につきまして、幾つかご質問を頂きましたので、順次お答えをさせていただきます。先ず、これまでの人事院勧告の実施状況についてのお尋ねでございますが、18年度からの対応についてご説明させていただきます。これまでも人事院勧告の内容に沿って進めるということを基本に、本組合の給与制度の見直しを行ってきたところでございます。18年度につきましては、人事院勧告の概要ですが、扶養手当が第3子等の支給額を引き上げるということで、5千円から6千円、1千円アップということでございましたので、そのように提起をさせていただきました。一方

当局からは、組合からすればマイナス方向ですけれども、これまで人事院勧告で言われておりました住居手当の2千500円の部分について、廃止にしたいということを提起をさせて頂き、そのことと引き換えに人事院勧告を完全実施するというものでございましたが、これが受け入れられず、18年度は保留ということになっております。19年度につきましても人事院勧告の内容は3級までの若年層の給料表のアップ、また、扶養手当を6千円から6千5百円に5百円アップする。勤勉手当を0.05月アップするという内容でございましたので、そのとおり提起をさせて頂きましたが、昨年度に積み残しておりました住居手当の廃止、国並みにするという是正のこととございますが、2千5百円の住居手当の廃止を再度こちらから申し入れ、また、初任給の基準が、国並みに大卒4号給、高卒8号給高く設定をしておりましたので、それを国並みに引き下げるということを提起をさせて頂きました。これにつきましても、折り合いがつかず、保留ということになっておりました。20年度は、人事院勧告の内容が、勤務時間に関する勧告のみで、給与面の部分がございましたので、この部分はなしということでございます。21年度につきましては、給料表の改定、これはマイナス改定でございました。また、期末手当を0.25月分引き、勤勉手当は、0.1月分引き下げるとこういった内容。また、住居手当、先ほど申しました新築購入後の5年間の加算につきましては、廃止するという内容が打ち出されたところでございまして、そのとおり提起をさせて頂きました。また、これまで積み残していた分と併せまして、18、19、21年度分の人事院勧告分全てを一括交渉をし、昨年度に合意を致しまして、21年12月1日から施行をさせて頂いたところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。また、給料表の改定のことでお尋ねでございました。資料の方の3ページに、議員が申された200円から700円の引下げの部分を表にしておりますが、再任用職員でいきますと、25人がその影響を受ける訳でございます。また、200円ですと5人、300円で16人という形で、合計しますと101人になる訳で、一般職員がその101人の内、25人を再任用職員を除きますと、76人ということになります。現在105人の一般職員がおりますので、残る27%の若年層29人につきましては、引下げの対象外ということになっておる訳でございます。この考え方でございますが、今年的人事院勧告では、公務と民間の4月分の給与を調査されまして、出てきた結果が民間給与と比較しますと、公務の方が757円高うございました。率にしますと0.19%でございますが、この部分についてどのように格差を埋めるかということでございます。今般の人事院の勧告の内容では、一つには55歳を超える職員の給与を引き下げると、もう一つは給料表ですね、ただ今ご指摘のございました行政職の俸給表の一表でございますが、これにつきまして、中高年齢層を中心に俸給の月額を引き下げるという内容でございまして、平均改定率が0.1%ということでございますので、先ほど申しました29人の若年層の部分には影響を与えないというような基本的な考え方の基で、公と民の格差の757円を埋めていく、という勧告内容になっている訳でございますので、よろしくお願い申し上げます。次に、資料の方の三つ目に掲げました現給保障率でございますが、これは平成18年度から取り組みました抜本的な給与構造改革の中にございます。18年4月1日から給与の構造改革をした訳ですが、18年の3月31日現在、この時の給料月額を保障するというものでございまして、引き下げがされる職員にとりまして、

18年3月31日現在の給料表をもって保障していくということで、当時は100%を保障していた訳ですが、21年度の給料引き下げで0.24%引き下げが行われました。それで現在の99.76になった訳でございますが、本年度更に0.17%引き下げが行われましたので、加えますと、0.41%ということになりますので、100%から0.41%を引きました99.59、これが今回の現給保障率となる訳でございます。また、地域手当の当分の間についてお尋ねでございましたので、お答えを申し上げます。この地域手当の引き下げは、議案第14号専任の給与に関する条例の資料の一番下段に参考として付けておりますが、平成19年度までは、当組合は9%の支給率となっております。これを経過措置を経て20年度に8%、21年度には、専任及び管理職は6%に、一般職員は7%。22年度に6%という形で引き下げるについて、一定の合意を得ていたものでございますが、この間、他の管内の構成市町の中で国の指定支給率どおりに引き下げが行われましたので、当組合におきましても更に引き下げる必要があるだろうということで、労働組合と交渉を重ねてきたところでございます。7月始めに提起を致しましてから相当激しい交渉を積み重ねて参ったところでございますが、ようやく11月の2日に、本則4.5%、一般職員は当分の間5%という合意点を見出したものでございます。この当分の間についてでございますが、労使双方が、0.5%の部分については、継続交渉事項と致しておりますため、今しばらく時間を頂きたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。以上でございます。

○高橋尚男議長 山本議員。

○山本邦夫議員 毎年聞いているところもありますし、いろいろ、いろんな場面で聞いていますので、あまり細かいことを繰り返しませんけど、これは、衛管で言うても、しゃあないことなのですが、大体この10年間を見たら日本の経済というのは成長がストップしてて、凡そ資本主義の国で、10年間も経済成長が止まるなんていうのは、凡そ考えられないような異例の事態なのですけれど、そこの基本的な部分というのは国内の購買力が落ちているという、僕もちょっと15年ほど経済記者をやっていたので、特に痛感するのですが、そこの悪循環が今、目の前でこの10年間繰り返されているのですね、その一つが、例えば人勧そのものの在り方というのにも問われている訳で、公務員の労働闘争権が保障されてない、その代わりに人勧というのは、本来賃上げと労働条件の改善を保障するためのものだったのが、今は逆にそれを押さえ込む、引き下げる役割を果たしていて、日本経済そのものにも非常にマイナスの役割を果たしている、別にそれは見解を求めませんが、そういう中に衛管自体も、国がそういう姿勢を取っていますし、政権が変わっても同じようなことをやっている訳ですから、困ったものですけど、そこの悪循環の一つのサイクルに、多くの公務労働であるとか、衛管も一つの歯車に組み込まれてしまっている、僕はそういう意味では国やそれぞれの地方自治体でも、在り方そのものを考えるべき時期じゃないのかなというふうに思っているのですね。ずっと公務労働の賃金下げたって、民間、更にそれ以上に下っていくのがこの間、出ている訳ですから、経済指標的にはGDPとか指標が上がったとか言っても、なお国民の所得というのは、下っていくというのでは、もうその辺の舵取りをそろそろ切り替えないと、

とんでもないことになるな、というふうに思っている訳ですね。そういう問題意識でいるので、そういう意味では、例えばそれぞれの構成市町の場合に、人勧の勧告を組み込まないとか、それから地域手当の削減をやらない場合に、例えば八幡なんかで言えば、退職手当債の発行が認められないとか、そういうペナルティーが付いて来るので、止むなしという部分ではありますが、例えば衛管の場合には、例えば人勧でこういう勧告が出ても、それはそれで、衛管は衛管でやりますと、地域手当の削減を別に衛管に対して、構成市町の中でも、ゼロから6の間でいろいろ分かれている訳ですから、地域手当を幾らに少なくちゃいけないというのは、国からの圧力というのは、ないのだと思うのですね、実際その辺りは人勧のマイナス改定を実施しなかった場合には、それから地域手当の削減を、何が何でも激しいやり取りを労使の間でやって、組合とやって、どうしても4.5に下げないと衛管の運営上、支障をきたすようなペナルティーがあるのか、どうか、その点だけ教えてください。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 地域手当の引下げを行わなければ、国からのいろんな財政的なペナルティーがあるのか、人勧の実施も含めて、というお尋ねでございますが、国からのペナルティーは当組合の場合はございません。ただ、構成市町の分担金で成り立っている当組合の財政でございますので、それぞれの構成市町で厳しい財政状況の中でいろんな工夫をされていると、その中から分担金を頂戴しておりますので、それぞれの構成市町で人事制度なり、給与制度を国に沿う内容で構築されている中にあっては、当組合もそれにきちっと対応していくことが、当組合の取るべき道ではないかと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○高橋尚男議長 山本議員。

○山本邦夫議員 国からのペナルティーはないということで、今後の在り方としては、独自の道をいくということも含めて、考えていくことも衛管の場合には選択肢としてあるということは、確認できたらいいんでしょうけれども。それから、例えば、構成市町との合意云々の関係ですけれど、例えば、地域手当は今、4.5を目指すというふうになっているのですけれど、これ自体は元々6で収めるという話じゃなかったですかね。地域手当の在り方ですね、ここの考え方というのは、どういうふうに出てきているのか、際限なく下げていっているという気がするのですが、ちょっとその点だけ確認をしておきたいのですが。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 地域手当の4.5%の考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、一旦は6%ということで、経過措置を設けながらそれに到達した訳でございますが、それを決めました以降ですね、構成市町においては順次、人勧並み

に引き下げが行われておるところでございます。現在は、1町を除いて国の指定基準どおりとされている状況でございます。当組合におきましても構成市町の支給状況や、近年の厳しい財政状況また、住民感覚を勘案する中で、更なる引き下げを行うということにさせて頂き、平成22年度に労働組合に提起をさせていただいたところでございます。この4.5%の根拠につきましては、何度も委員会等でご説明を申し上げますように、3市3町の現行の地域手当の支給率に、各市町の人口を乗じて得た数の合計を管内総人口で除したものでございます。このように当組合につきましては、広域的な背景がございます。単独の市町村と異なりまして、当組合の施設なり事業所がそれぞれの市町に跨りますものでございますので、単純にそれぞれの所在地の支給率でいくという訳にもいかず、そういった中でこの案、人口割という一つの調整の支給率を考えまして、それを組合の方に提起し、一定のご理解を頂いたということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○高橋尚男議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。第15号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号

○高橋尚男議長 次に、日程第9、議案第16号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第16号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降将来に渡って必要となる事業の契約を行うため、2件の債務負担行為の追加を致すものでございます。

一つ目は、お手元の議案第16号資料1ページのとおりに、平成23年4月から、沢ごみ中継場の運転管理業務の委託契約に伴います債務負担行為の設定でございます。当組合の施設運営につきましては、有効性・経済性・効率性が維持向上できる業務として、これまでクリーン21長谷山、クリーンピア沢、折居清掃工場において運転の一部民間委託方式を取り入れ、かつ、行政としての点検・チェック機能を果たしながら、安心安

全な施設運転に万全を期してきたところでございます。こうした中で、今回、ごみ中継運搬車両の運転業務を中心といたします沢ごみ中継場の運転管理業務につきましても、団塊の世代の定年退職と併行して民間の活力を活用するものでございます。なお、この運転委託につきましても、先般開催の、両常任委員会におきまして、平成23年度組織人員体制と併せて御説明を申し上げたところでございます。

二つ目と致しましては、議案第16号資料2ページで記載をいたしておりますが、今年度で契約期間が満了いたします大阪湾広域廃棄物処分場搬入一般廃棄物運搬業務の契約更新を行う必要がございますことから、合わせて債務負担行為の設定をお願いをするものでございます。両業務委託とも、競争入札により、5年間の期間をもって委託契約を行うことと致しております。以上、補正予算の内容でございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。 山本議員

○山本邦夫議員 資料に基づいて、いくつかお聞きします。先ず一つは沢の中継場の業務委託の件ですけれども、委託後の体制については、職員の体制としては係長が1名ということですが、係長職員さんが病気であるとか、休暇を取るとか、そういった場合の休暇の保障とか代替要員、その時の委託業者への指揮、指示ですね、そういうことについては、どのようにカバーされるのかですね、それが先ず一つです。それから大阪湾への焼却灰の搬入の件ですけれども、これについては先ほどの説明で契約更新ということでしたので、現在の委託は、どこがどういう条件で受けているのか。それから金額的には2億のものですので、年間4千万ほどですか、委託業務というのはこれは現状どこに委託しているのか、手元に資料がないのであれですが、1社に出すのがいいのか、それとも焼却灰のことですから、複数とかいうこともあるのかですね、その辺りを教えてください。それから焼却灰の搬出予定量ですが、年間1万3千トンほどですか、トラック等の台数で換算するとどれぐらいになるのか。それから最後に入札の方法ですけれども、業者選定委員会等でそれで指名入札ということなのですが、ここの業者選定はどのようにして行われるのか、それから指名業者の想定している数ですね、大体どれぐらいを考えておられるのか教えてください。以上です。

○高橋尚男議長 川島施設課長

○川島修啓施設課長 ただ今のご質問にお答えをいたします。先ず1点目でありまして、係長の不在の場合ということで、どういう体制を考えておるのかという内容かと思えますけれども、ごみ中継係は施設課の1係でございますので、係長が年休等不在の場合は施設課での支援の体制を考えております。2点目といたしまして大阪湾の現在の契約業者と、トン当たりの単価というようなご質問かと思えますが、現在、大阪湾の契約業者は安田産業様でございまして、契約単価トン当たり税込みで2,751円ということになっております。それと、第3点目が、搬入回数でございますね、年間の搬送の回数ですけれども、計算上は1,436台を見込んでおります。後、業者選定委員会について

のご質問だと思いますけれども、うちの条例の中で指名選定委員会という委員会がございまして、その中で審査をいたします。先ずごみ中継の委託の関係でございまして、指名登録業者の中で、ごみ処理施設の運転を希望する業者が12社ございまして、現段階では12社を予定しております。それと大阪湾の方ですけれども、廃棄運搬業務を希望する業者と致しまして、組合管内に限定致しまして、約20社を予定しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 中継場の運転管理委託ですけれども、施設課内での支援をするということですが、例えば係長の職務を代行するところに人を置かないと、係長の地位の代わりて出来ないのですね、なんか複数いて、その中で誰かカバーするとかいうことではないですから、その辺りで言うと、係長の代行を置くとか、それから上で言えば課長になりますかね、課長補佐とか、そういうような仕組み、要するに職務権限との関係ではいろんな問題も対応するとか、施設課の他の人が誰か代わりに穴を埋めるという訳には行かないだろうと思うのですけれども、その辺りは具体的にはどうなんでしょうか。それから後、入札の関係とか大体分かりましたが、ちょっと教えて欲しいのですが、電卓持ってたいたたら分かるのですが、今、安田産業と契約しているトン当たり2,751円とここで事業で見込んでいる年間の4,262万8千円というのは、どういう関係になりますか、ちょっとそれを教えてください。それから今日ここで細かく聞かないですけれども、例えばこういう廃棄物の運搬ですね、衛管の方で登録をしていることになるのかな。以上です。

○高橋尚男議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 ただ今の1つ目のご質問ですけれども、係長の代行ということでございますが、先ほども課長が申し上げましたように施設課の1つの係でございますので、その上に課長が控えておりますので課長がその際に代行をするということでございます。それと、他で言えば、施設課に他に2つの係がございますので、その係長も必要とあれば対応もしていくと考えております。それともう1つの予算との関係でございますが、今の補正予算の関係では、トン当たり3,140円、消費税を入れますと3,297円になりますけれども、これは、前々回の契約時の予算額ということで、出しております。これ上限でございますので、入札を掛けることになりますので、下るかとは思いますが、こういう状況でございます。 よろしく願いをいたします。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 大体分かりました。1点だけ、大阪湾への搬入の契約単価ですけれども、質問はしませんけれども、要するに前回の5年前の入札の時の単価で、消費税込みで3,140円で上限で決めて、結果として2,751円で落ちた訳ですね。5年経って

て同じ額で上程するというのは、果たした如何なものかなというのはい思います。具体的に
入札の結果を見ればどういふふうになるのかなというの、今これだけではちょっと論
じ切れなないですけど、ただ、少なくとも入札や契約にどう臨むのかというふうにした
時に、例えば前に随契で去年ぐらいいしたか、予算か決算の資料で予定価格の100%
で契約をしたケースがあつて、それ何でやという話で聞いた時に、随契ですから前回契
約した額を査定価格で予定をするから、それ以上にダンダンダンダン下っていくとい
うことで、100%まで出たというケースがあつたと思うのですけれども、そのやり方
が良いかどうかは別にしまして、5年前に掲げた単価で同じように入札をするとい
うこと自体、僕はちょっと聞いてビックリしたのですけれども、少なくとも5年間
の中で、経済状況というのは変わっていますので、そういう点ではそういう、これは
衛管としての、そこの入札をする、契約をする時の能力そのものが、これは工
事の設計でもそうですし、いろんな契約もそうなんですけど、そこのところは
どうやって高めるのですかということを、僕はいつも言うてゐるのですけど、5
年前の数字持ってきて入札に臨むといふのは、ちょっとそれはいただけない話
かなと思うのです。ちょっとこれは、僕は指摘だけしときたいし、若し何か一
言あるのでしたらお聞きいたしたいといひますが。

○高橋尚男議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。第16号議案を可決するに賛成の議員の
起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よつて、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10、閉会中継続調査

○高橋尚男議長 次に、日程第10、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配
付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し入れがあります。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の
とおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よつて、各常任委員長及び議会運営委員長から
申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしまし
た。これをもちまして、平成22年10月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたし

ます。なお、閉会にあたりまして管理者からご挨拶がございますので、暫くお待ち下さい。お願いします。 久保田管理者。

○久保田勇管理者（登壇） 平成２２年１０月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成２１年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本組合職員の給与に関する条例の一部改正など提案をさせていただきました８議案につきまして、御認定、御可決等を賜り誠にありがとうございました。本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴致しました貴重な御意見、御指導を念頭におきながら、厳しい財政状況や住民感覚を敏感に捉えた組合運営を、より一層進めて参る所存でございます。また同時に、構成市町と連携・協同して、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たして参りますとともに、地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けた施策の推進に、さらに努めて参りたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなる御指導を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々の御活躍を御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○高橋尚男議長 ありがとうございました。以上でございます。ご苦勞様でございました。

１１時２０分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 原田 周一

議 員 関谷 智子

参 考 資 料

(1) 決算特別委員会審査記録

(2) 議決議案書（予算案を除く）

決算特別委員会審査記録

日 時 平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～午後 2 時 1 0 分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟 2 階大会議室

出席委員	関 谷 智 子	委 員 長
	原 田 周 一	副委員長
	田 辺 勇 気	委 員
	山 本 邦 夫	委 員
	岡 田 久 雄	委 員
	園 崎 弘 道	委 員
	寺 地 永	委 員
	樋 口 房 次	委 員
	田 中 美貴子	委 員
	西 川 博 司	委 員
	向 野 憲 一	委 員
	高 橋 尚 男	議 長（オブザーバー）
	大 西 吉 文	副 議 長（オブザーバー）

説 明 者	久保田 勇	管 理 者
	橋 本 昭 男	副管理者
	明 田 功	副管理者
	坂 本 信 夫	副管理者
	奥 田 光 治	副管理者
	汐 見 明 男	副管理者
	吉 村 弘	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定
について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査。
- ②衛生費を一括して審査。
- ③歳入、全款を一括して審査。
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査。
- ⑤総括質問。

⑥討論。

⑦採決。

審査結果 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○西川博司委員 成果説明書2ページに、職員数の削減が書いてあります。職員数の削減により、人件費を前年度比較9.3%減、1億4,842万3千円減と、大幅に削減したというふうに説明されております。職員を削減することにより、工場の運転技術が継承されていかなくなるのではないかという不安を持ちますが、どうでしょうか。このことについてお答え下さい。

二点目は地域手当についてですが、19年度は9%、それから20年度8%、21年度が一般職員7%、管理職6%、22年度が6%ということで、毎年少しづつ下げてきておられます。下げることの是非について、いろいろ議論がある訳ですけれども、京都府南部地域では、国の基準では、宇治市が6%、城陽市、八幡市3%、久御山町、宇治田原町、井手町ゼロ%となっております。一定の地域に在勤する職員に支給される地域手当の支給範囲は不合理な面もありますが、今年4.5%にされる根拠というのは、どういうことでしょうか。お答え下さい。以上2点お願いします。

○浅田清晴施設部長 只今の一点目の委託化により、職員の削減で、工場の運転技術の継承がされるかというご質問だと思いますが、当組合ではご承知のように現在、クリーン21長谷山等3工場におきまして、一部の民間委託の形態を取っています。その中で、所長を始め、副所長或は、係長など、それぞれを配置して、日常の運転日報、それから月報などのチェックはもとより、始業前等に行う引継ぎ、ミーティングですけれども、これらを行うことによって、管理体制を取っているところでございます。特に焼却場では平日及び祝日の昼間に、直営職員を配置しまして、施設の運転それから設備の維持管理等を行っていますことから、日常的な業務を通じて、職員間による技術の継承が行われているということを確認しております。また、一方では、組合それから委託の職員間で技術的な相互研鑽が行われ、日常的に組合職員から運転の技術のノウハウについて学ぶことも多くあるということも聞いておりますので、委託との関係についても上手くいっているというふうに、実感しているところでございます。以上でございます。

○稲石義一事業部長 2問目の地域手当の4.5%の根拠につきまして、お答えを申し上げます。地域手当の見直しにつきましては、本年9月に開催されました総務常任委員会におきまして、構成市町の支給状況等を勘案して、現行の支給率6%を4.5%に改定する報告をさせていただいたところでございます。この4.5%の根拠でございますが、先ほど委員もおっしゃいましたように、3市3町の現行の地域手当の支給率、宇治市・久御山町が6%、城陽市・八幡市が3%、宇治田原町・井手町がゼロ%、それに各市町の人口を乗じて得た数字の合計を、管内総人口で除したものの、これが4.5%でございます。これの根拠でございますが、一部事務組合にありましては、市町村と異なりまして、複数の自治体から構成される広域的な性格、及び市や町の区域を越えて広範囲の人

事異動を行う、こういうことが、城南衛生管理組合でございますことから、国の指定基準に基づきます市町村ごとの支給割合につきまして、あくまで住民の理解と納得が得られる範囲でございますが、その中で人事管理上、必要な調整を行うことが可能と、このようにされておりますことから、本組合といたしましては、人口割合方式で算定いたしました、4.5%が最も妥当な支給率と、このように考えておりますので、よろしくご理解願いたいと存じます。

○西川博司委員 清掃工場における職員の、工場運転技術の継承については、委託に際して所長、係長とかを配置したり、或は昼間の直営運転という、いろんな形で工夫されて委託をされたということについては、良いことだと思いますし、評価をしたいと思うのですが、これ以上委託をすると、技術がそういう工夫をしても継承されていかないんじゃないかと思うので、これ以上委託をすべきでないというふうに私は思っておりますが、当局はどのように考えておられるのか、再度お聞きします。

それから、地域手当についてですが、説明は受けましたし、また総務常任委員会でも説明を受けた訳ですが、一部の自治体で退職手当債を借りる時に、地域手当を下げるのが条件になった経過もあります。そういったことも勘案する必要があります。また6%から4.5%に一気に下げるということについては、職員さんの生活上の問題もありますし、このようなことも含めて労使と協議の上で実施をするように、これは要望させていただきます。一点目だけお願いします。

○吉村 弘専任副管理者 委託をすべきでないというお話でございますけれども、私どもの方は住民サービスが低下しないかという前提の中で、順次その経済性ということも考慮しながら、委託を進めて参りました。今後は、更にそういった基本姿勢をしっかりと踏まえていきまして、順次、委託を進めたいというふうに思っております。一つは、奥山リユースセンターの更新がございますので、これについては、その更新時に、どういう運営方式が、良いかどうかということを検討していきたいと思います。それからもう少し先になりますけれども、新折居清掃工場ですね、これにつきましても、完成それから供用開始という段階で、よく検討したいということになろうかなというふうに思っております。これは随分先の話になります。それから後はまた、職員の総数との関係で、何かそういった、出来るものがあれば検討をしていきたいということでございます。以上でございます。

○西川博司委員 委託についての考え方を述べていただきました。今の、平日の昼間だけでも直営運転しているということで、辛うじて工場の運転状況が把握できております。きめ細かい対応が出来ております。そういったことはないと思いますが、全部委託をしてしまうと、このようなきめ細かい対応が出来なくなりますし、また、技術が継承がされていかないということが、非常に危惧されます。将来的にも、全部委託をすべきでないということを指摘させて頂きまして、要望させて頂きまして、質問を終了させていただきます。

○田辺勇氣委員 一点だけお聞きしたいのですけれども、今の質疑にもありましたけれども、委託についてなののですけれども、この決算には載っていないのですけれども、来年になるのかなと思うのですけれども、今年、折居清掃工場で火災があってここも委託だったというところと言うと、どうですかね、今、ご答弁にもありましたけれども、やっぱり良く考えてやっていかなければならない、慎重に考えなければならぬ問題じゃないかなと思っています。そういう意味でいくと、ここの火災の時にどういった状況だったのかという、委託をしている所だったのですけれども、これが正職の方がいらっしまった場合にどうだったのか、その辺の総括みたいなことはされているのか、どうか。されているのであれば、内容を教えて頂きたいと思います。

○吉村 弘専任副管理者 火災の件につきましては、もう既に4月の15日でしたか、廃棄物処理常任委員会で、相当の資料をお出しを致しまして、もう終わっているのじゃないかな、という頭の整理をしているのです。これ、正職員であっても或は委託さんの時間帯であっても、私は変わらないと思います。そんなにやっぱり人のすることは、そんなに変わるものじゃないです。正職員がいたから、そうしたらあれが発生しなかったかと、そんなことはないと思いますね、そんなふうに思っています。

○田辺勇氣委員 そうですね、特に何というのですか、大きな人的な災害みたいなことになってきていたら、もっともっと大きな話になっていると思うのですよね。それが委託をしている現場で若し起こったら、非常に大きな事件じゃないかなと思います。今回そこまでいかなかったにしても、そういうことと言うと、委託を進めるにしても人数の削減、例えば目標まで、これまで90何人というご答弁を頂いていますけれども、そこに近付けるためだけの委託ではなくて、やっぱり適切な人員配置でやって頂きたいという思いもありますし、そういう中で、適切な人員配置の中で、やっぱり業務がしっかりと安全に安心して出来るようにして頂きたいと思いますので、これは要望にしておきます。

○山本邦夫委員 先ず、聞くつもりはなかったのですが、今の折居の火災の件で、もう質問はしませんが、僕も廃棄物処理委員会なので、まあ確かに詳細な報告も頂いて、終わったもんと言われても、引き続き僕は解明すべき問題はあるというふうには思っています。その一番大きい問題は、火災が防げたかどうかという、それはどういう体制であれ、起こるものは起こるのですけれども、火災が発生してから、現場でいえば、専任副管理者それから又、管理者のところに連絡通報がいった、そこで具体的な指示等が始まる訳ですけれども、現場での対応もあるのですけれども、その時にちょっと今、資料を持ってきていないのであれですけれども、消防の通報に40分掛かっているのですね、それは折居清掃工場の中の消防施設、それから管理室と、全体を見渡す、現状を把握する、構造の問題から単純じゃないというのも分かっていますけれども、決して迅速とはいえない時間だと思っているのですね。そういう課題はやっぱり、廃棄物処理委員会の中でも議論がされてきたことですので、但し、それが正職の体制の場合にはどうだったのか、そこは検証出来ないのですね、しかし、正職が配置されていれば、少なくともどういふ消火に対しての防火、消火の設備があり、それは民間委託をした場合と、やっぱり

熟練度は全然違うと思うのですね、但し、施設そのものが対応、シンプルなものだったという根本的な問題がある訳ですけれども、決してそれは同じだったというふうには、我々は思っていないので、これは認識が違っているということは指摘しておきたいと思います。まあ、民間委託とかその辺の問題、僕は一応いろんな角度から議論をした上で、総括でしようと思っているので、それ以上は言いません。

先ず、成果説明書の9ページで、駐車場料金徴収実績、金額的にはそんなに大きな話ではないのですけれども、ちょっと考え方として、僕は納得がいかないので、幾つかお聞きます。先ず、職員の交通費支給の算出基準は、どういうふうになっているのか。公共交通機関の場合は実費でしょうし、自動車の場合はどうなのか。それから本来、交通費は実費支給されるべきであって、それは自動車の通勤の場合にはガソリン代、それから駐車場代が掛かれば当然、それは駐車場代は衛管が持つべき話であって、それを例えば、これを駐車場料金から徴収をしたところで、本来であれば、衛管が交通費として上乗せすべきものというふうに僕は思っています。ちょっと世間一般で、何でもかんでもお金を取ればいいという発想があるので、それはやっぱり考え方として、事業主と雇用者との関係でいえば、僕は性格的には交通費に係るものとして事業主が負担すべきものだというふうに思っていますので、ちょっと考え方として僕は違和感があるのですが、本来こういったものを含めて実費支給されるべきではないのか。となると、ここの駐車場料金を取るということ事態が、お金をグルグルグルグル回しているだけの話で、やっても意味のないことになるのですよね。それと衛管の場合に、ここの沢工場、それから折居工場、長谷山にしても、自動車以外の公共交通手段による通勤は可能なのか。実際にどれぐらいの人が公共交通手段で通勤をされているのか。なかなか不可能に近いものだと思うので、自動車による通勤というのは当然想定してやるべきものだと思っていますけれども、その点はどういうふうに考えておられるのか教えてください。

それから同じく、9ページから10ページに掛けて、契約と入札についてお聞きます。ここの9ページの下ところに文書で、平成21年度は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を運用し、競争入札の比率を高めたというふうにあります。この長期継続契約と競争性の関係について具体的な説明をして頂きたい。それで、平成21年度と22年度における適用事例は、どういう入札案件であったのか教えて頂きたい。それから10ページのところで、一般競争入札、表の8で、先ず、平成19年度では、一般競争入札が2件、20年度は1件、21年度なんかゼロ件ということですが、先ず19年度、20年度のこの3件について、具体的な事例を説明をして頂きたいのと、21年度は、ゼロになった理由を教えてください。それから、右の11ページの表の9のところで、平成21年度のところで、低価格入札の調査で1件あるのですが、その案件の内容と、調査結果を教えてください。以上です。

○清水孝一総務課長 先ず、職員の交通費支給の算出基準でございますが、当組合の施設は、最寄りの交通機関の駅から離れていることもあり、自家用車を利用した職員が多いのが現状であります。交通機関だけを利用する職員は1人だけおります。後、交通機関と交通用具を併用する職員これが2人おります。それ以外の102名につきましては、全て自家用車又はバイクで通勤をしております。ご質問にありました算定基準なのです

けれども、私ども例えば、自家用車で来る場合でしたら、車両価格、これを例えば7年経過して、そこで減価償却費を0.4掛けして、月当たりの額として7,100円を算出したしまして、それを基本額と致しまして、後は、燃費で換算しました1キロ当たり510円。ですから10キロの者で言いましたら12,200円。510円掛ける10キロ、プラス7,100円というふうなものを支給しております。後、当然、交通機関で来ている者につきましては、6ヶ月間の定期代の実費支給をしております。後、駐車場の関係なのですけれども、公有財産であります敷地に停めているという観点から、例えば、宇治市におきましては全ての敷地に停めていないという状況。後、久御山町、宇治田原町におきましては、自家用車についての駐車料金を定めてきたという経過も含めて、私どもで、駐車料金、車につきましては月額660円。バイクにつきましては月額180円を定めてきた経過がございます。自動車以外の交通手段による代替という趣旨で言いますと、一番、辺りな所で言いましたらグリーンヒル三郷山がありますけれども、あれは立場林道からかなり離れておりますので、それが可能かどうかというところも含めて、全施設の的に考えると、不可能な場所もあるのではないかなと考えております。

それと契約なのですけれども、長期継続契約の関係ですけれども、実は、平成22年度の予算特別委員会におきまして、近年の状況が3対3対4、6対6対8というふうなことで、改善の余地はないかというご質問もありまして、私ども従来から、更に競争入札をすべき業務がないか、どうか検討を致しまして、その中で、保守点検業務等につきまして、毎年見積合わせを行っていた業務を、長期継続契約を運用して、指名競争入札に切り替えて参りました。この件数は21年度で5件ございました。それと、21年度と22年度における適用事例ということでございますが、この保守点検等につきましては、21年度66件の実績の中に入っております。また、22年度につきましては、今の段階では適用は致しておりません。それと一般競争入札の関係ですけれども、平成19年度は2件ございまして、1件は旧長谷山清掃工場の解体工事、それと沢工場の運転委託業務。20年度につきましては、折居清掃工場の運転委託、これについてやっております。なお、21年度につきましては、この基準を1億5千万円以上としておりますので、その基準に該当する項目がなかったということでございます。それと低入札でございまして、21年度につきましては1件、業務名で申しますと送風機空気圧縮機定期点検業務、折居清掃工場の業務ですけれども、これにつきまして、落札率が57.14%ということで、調査を行っております。因みに低入札ですけれども、平成21年度におきましては、予定価格500万以上のものが12件ございました。その内、この1件だけが、調査に該当をしております。

○山本邦夫委員 駐車場の話について言えば、金額的には月660円ということで、あんまり長いこと議論をすることでもないかと思っておりますが、但しやっぱり、市街地の中で市役所等で駐車場云々のことで、議論のある所と、沢にしても折居や長谷山、三郷山等について、その土地の利用について、何で職員が通勤のためにここに車を停めているんだとか、そういった苦情といったのは凡そ、あるとは思わないのですよね、立地条件からして車で来るのは当たり前であって、それは、通勤に伴う当然の駐車場というのは伴うものですから、それを実際に僕、宇治とか八幡でもそうですけど、本来、そうい

うものは交通費に加算されるべきものだと思うのですよ、例えば選択肢のある場合はね、バスで来れるのに自動車で来ているというようなこととかね、そういったことは未だ議論をすればいいと思いますけど、恐らくもう衛管の場合には自動車、バイク以外の物、考えられない、自転車であそこ、307をガーッと登る、登った人は人いますけどね、土日とかやったらね、凡そ考えられない、他の選択肢が考えられないもので、僕は、住民感覚として、それは別に敷地の中に停めているから、可笑しいじゃないかという批判というのは、ありましたかね、あれば聞かせて欲しいのですが、もう少しその辺は、本来やっぱりそれは駐車場代取るのやったら、それは、その分は衛管として払わなければいけない、路駐をして良いということにはならないのですから、当然車を停めて、停めるところまで、勤務時間の間ね、それは保障するのは当たり前のことで、その辺は随分考え方が違うというか、今、何かその辺りの基準というのが、世の中、無茶苦茶になってきているというふうに僕は思っているのです、今質問をしているのですが、一点だけ、そういう住民から駐車場の使用について、クレームがあったのかどうかね、その点だけ教えて下さい。

それから契約、入札の関係について言えば、これは先ほどの話で言えば、保守点検とか随契でやって、確か去年僕が質問した話かな、随契で要するに去年やって100%の値段で、それでそのままというのが、何件か資料で頂いたんですね。そういったことも関連して、それなら随契で毎年毎年じゃなくって、長期契約にして入札をするということの理解でいいのか、どうか。もうちょっと説明をしてください。それであれば、ある程度わかりますけれど。それからこれの適用をしているのは、保守点検等の話、ちょっと条例を僕も見えてないのであれですが、契約ですから工事それから役務等ですね委託も含めて、そういったものも入ってくるのか、どうか、対象を教えてください。それから後、最後に聞いた低価格入札の調査で、57.14%ということで、1件あった訳ですけども、これについては調査の結果、問題なしということではあるんですが、その辺りの問題なしの根拠ですね、どういったことを調査されて、安全性なり、品質保証なり、もう少し丁寧に教えてください。以上です。

○清水孝一総務課長 長期継続契約の方から、お答えいたします。これにつきましては、私どもの条例で、先ず、電子計算機その他の事務機器の借入れが一つ。それと自動車等の借入れ契約が二つ目。三つ目に事務用機器又は業務用機器の保守管理業務の委託に関する契約。それと庁舎その他本組合施設の警備及び清掃の業務の委託に関する契約、この4点でございます。今回につきましては、5件の入札を行いましたのは、計装設備の年間保守点検業務委託、それと全室素、全リン計年間保守点検業務委託、浄化槽保守点検業務、ここまでが保守点検業務です。それと搬入道路等の飛散ごみ清掃業務、庁舎定期清掃業務、この2件につきましては4番目の清掃業務に該当する、この5項目について入札を実施しました。

それから低価格なのですけども、折居工場の送風機空気圧縮機定期点検業務に関しましては、一般競争入札で5社が応募し、これにつきましては、落札率45.71%ということで、調査を実施いたしました。調査につきましては、例えば、何故その価格で入札をしたのかという価格の明細、積算根拠。確実に履行が出来るという履行確約、それ

ともう1点なのですけれども、他の施設等でそういう仕事をしてきたか、そういう実績も含めて提出を求め、その上で私どもの方で調査委員会を立ち上げて、その中で調査をし、履行が出来るという判断をいたしました。

○**稲石義一事業部長** 駐車場の徴収の件でございますが、住民からの苦情があったのか、どうかということでございますが、苦情はございません。本件に関しましては、先ほど担当課長から申し上げましたように、近隣の構成市町で徴収されているというのと、また、宇治市では敷地内には一切停めさせないで、近隣の駐車場を職員が借りておられるという状況から、判断をさせて頂いたものでございます。以上でございます。

○**山本邦夫委員** 駐車場はもう大分意見が違いますが、ただ、一方では車両の減価償却等を見ておられるということもありますので、ちょっと近隣がやっているからということで、その近隣がやっていることについて、僕は、根本的に意見を持っているので、ここではもう繰り返しません。それから、契約、入札の関係について言えば、細かいことを聞きたいこともあるのですが、時間の関係もあるので、もう一点だけ、入札の個々の状況、何処まで公開するかというのはありますけれども、今、衛管としては入札の状況については、ホームページ等での情報公開、ちょっと僕、バタバタと準備したんでそこを確認しないで聞いていて、大変申し訳ないのですけれども、ホームページ上での公開とか、一般にいつでも、議員、市民が見られる状態になっているのか、どうかですね。その点についての現状と考え方だけ、お聞かせ下さい。

○**清水孝一総務課長** 入札結果につきましては、従来、私ども総務課のカウンターでのみ公開をしておりましたけれども、この4月から、私どものホームページにおきまして、入札結果を同様に公表をいたしております。

○**園崎弘道委員** 発言をする積もりはなかったのですけれども、私に関しては、委託についての私の意見を述べさせて頂きます。委託に関しては、いろいろな議論とか調整を経て、努力をして頂いた結果やなど、私に関しては、評価をしております。先ほど、専任副管理者の方から、多分、そういう発言の趣旨ではないと思うのですけれども、火災については終わったと話だという発言がありましたけれども、これに関しては、住民としては、これからの安心安全な運転ということを願っていると、見守っているという状況ですので、安心安全な工場運営、そして住民感覚に沿った行財政改革という、こういった柱を、又、引き続き進めていって頂きたいなという意見です。若し、何かございましたらご説明いただきたいと思います。意見で結構です。

○**吉村 弘専任副管理者** 当然、安心安全な工場運営というのは、これからもずっと継続していきたいと考えております。

○**向野憲一委員** 民間委託の関係でありますけれども、行政改革の目玉になっているのが、今、民間委託ということでありますけれども、その中で特に今、問題になっているのが、

官製によるワーキングプアーということで、以前、吉村専任副管理者の方から委託先の従業員については、そういう事はないというご説明があったと思うのですが、人件費は大体、こうした委託の場合は、大半を占めていると思うのですが、その確認方法というのは、どういうふうになっているのでしょうか。それから、事項別明細書の6ページのところに公債費の推移がありますけれども、来年度からは、かなりずっと下降線を辿っていくようになっておりまして、29年最後のところで、14億数千万と、まあ、本当に公債費自身が下っているというふうになるのですが、城南衛管の予算規模からして、大体どの水準ぐらいの公債費というのが、一番望ましいのかどうか、そういうことについてお聞かせ頂きたいと思います。

○吉村 弘専任副管理者 公債費の水準の話でございますけれども、私どもの行政というのは、大きな設備をですね設置をして、工場の運転をするということの中で、留意しておりますのは、金額が幾らということじゃなしに、出来るだけ平準化を図ると、一つの年度とか、そこだけに財政負担を掛けないようにやっていくということに留意をしております、そういった中で工場の入札につきましても、一般競争入札とかといったことで、創意工夫をしながら、出来るだけ低い金額でやっていくというふうに留意を致しておるところでございます。

○稲石義一事業部長 1問目の委託業者の人件費等をどのような形で、確認しているのかということだと思うのですが、一つにはし尿収集の委託業者、5業者でございますが、これは毎年度の契約更新時に、資格審査の要綱に基づきまして、それぞれ給与状況等を報告をして頂きまして、それをチェックしている状況でございます。また、先ほど申しました3つの委託、し尿と、折居工場とクリーン21ですね、これにつきましては、前年度の給与支払の状況を、それぞれ、所長のところまで報告を頂きまして、給与の実態を確認していると、そういう状況でございます。

○向野憲一委員 委託の関係で、さっきの受注業者に、給与の実態を確認しているということであれば、いわゆるワーキングプアーということにはなっていないというふうには思うのですが、今、一番心配されているのはそのことで、宇治市さんを見ますと、なかなかどれぐらい支払うという、予定金額というのはあっても、それを確認するシステムが出来ていないということで、受注者の言いなりということになっていると思うのですが、やっぱり城南衛管みたいに、実際、受託業者の賃金実態、それから委託に要した人件費がどういうふうになっていると、これは非常に大事なことだというふうに思います。それは分かりました。それで、公債費の関係ですけど、そりゃ、出来るだけ毎年同じような水準というのが好ましいと思うのですが、年々こういう形で下がってきますと、当然、各市町の分担金にも跳ね返ってくると思うのですが、概ね、表の最後にあります部分については、各市町への分担金の影響額は、どれぐらい減少されるような見通しでしょうか。

○杉崎雅俊財政課長 公債費に関しまして、分担金の影響でございますが、先日の総務常

任委員会と、廃棄物処理常任委員会の中で、今後の3年間程度の、市町分担金の推計見込みという資料をお示し致しております。その中で、23年度でしたら、22年度に比べまして、2億9,300万、24年度でしたら4億7,600万、25年度につきましては、22年度比較ですけれども4億7千万ほど公債費の方が減額してきますと、後、その他にもいろいろな事業の増減要素等がございますので、分担金につきましては、22年度が40億ほど今のところ頂戴しておりますけれども、来年度につきましては、38億円、24年度につきましては30億の前半に分担金は減額してくると、ご報告致しております、今のところその予算内容を目標に致しまして、来年度以降の予算編成を行っていきたいということでございます。

○向野憲一委員 結構です。

〔 衛生費 〕

○西川博司委員 四点質問させていただきます。先ず、成果説明書30ページ、剪定枝チップ化物配布事業ですけれども、21年度は、堆肥化が8%、住民配布が17%、事業者配布が75%。量的にも2,573m³と大きく増えておりまして、売払い収入も223万3,400円と大きく増えております。目的とした量は、ほぼ達成されたと思いますが、目標はどういうことかというのをお聞きします。また、業者の自己搬入の受け入れ基準は、どうなっていますか、これもお答え下さい。次に衣服譲渡に関する事務ですが、31ページ、大変、有効な取り組みであると高く評価をしております。21年度は20年度と比べて利用者、譲渡点数、金額とも少ないのは何故なのでしょう。その点について、お聞きします。次に、廃食油回収と石鹼のリサイクル、成果説明書32ページですが、これも大変、有効な取り組みであります。油の在庫が増えてきておりますが、これは何故でしょうか。お答え下さい。次に、ごみ焼却施設の維持管理について成果説明書58ページ、59ページですが、ごみ処理量が減ってきております、これはリサイクルの普及と、人口の横ばい若しくは微減状況が原因であると思います。リサイクルの普及はこの間、市民及び行政が努力をしてきたことの成果であり、高く評価をしているところであります。しかし、施設に余裕があり、長谷山は発電があるのでフル稼働。それから太陽が丘への蒸気供給を行っている折居清掃工場は、1炉交互運転を行っている、こう報告されております。更新計画の概要は委員会で聞いておりますが、具体的にどのような形で進んでいますか、お聞きします。以上、四点お願いします。

○浅田清晴施設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。先ず一点目のチップ化物の配布について、今後の目標。それから剪定枝の受け入れ基準についてお答えします。チップ化物配布の今後の目標についてでございますが、平成21年度は、先ほどおっしゃいましたように92%。これは、構成市町それから自治会の方をお願いをしまして、いろんな協力を得まして、広報・啓発の強化を行なった結果ということで、循環型社会の

構築の一助を担ったという思いを実感しております。今後につきましては、21年度で既に92%という成果を得ておりますが、なお、100%に近付けるよう、広報・啓発に、一層努めてまいりたいと考えています。なお、剪定枝の自己搬入基準につきましては、幹径が10cm以下、長さが200cm以下で、一般家庭の庭とか、それから公園・道路・学校などの樹木管理により発生した枝払いに伴うものとしております。ちなみに処理手数料は、トン当たり15,000円を頂いているところでございます。

それから次の衣服譲渡の利用者と、それから譲渡数が、21年度減少しているというのですが、これは、折居清掃工場での開催に起因するものでございまして、平成20年度では、交通の利便性への配慮、それから大好評であった布ぞうり作りに対応するため試行として、6月から8月の3ヶ月間、それぞれ10日間、連続して折居工場で開催を致しました。その結果、好評であったことから、平成21年度には、環境まつりの実施月を除きまして、毎月の最終日曜日に定期開催を行うこととしましたが、毎月、日曜日1日と指定をしておりました関係上、結果的に開催日数が減ったことで利用者数と、それから譲渡枚数に影響が出たものと考えております。

それから次の、廃食油の在庫が増えているのは何故かということで、その表を見て頂いたらBDFへのリサイクル量がゼロとなっております。これはリサイクルとして業者に引き渡しているのですけれども、保管量が一定量になってから効率的に業者に引き渡していこうというような考えが一方でありました関係で、21年度分につきましては22年度に全量持ち越したという経過でございます。なお、今年度の6月に、600ℓを引き取って頂いている状況でございます。

それからもう一つ、折居清掃工場の更新計画の現状についてお答えします。今年度から準備担当として職員を配置しまして、他団体におけるPFIなど契約方法の調査を行う一方で、新工場の稼働年度を検討するため、現折居清掃工場の精密機能検査を現在実施しております。それから、来年度には、処理規模を検討するためのごみ処理基本計画の見直し。それから更新事業基本計画の策定などを行いまして、折居清掃工場更新事業の具体化を図ってまいりたいと考えています。なお、既存のごみ処理基本計画で考えますと、この基本計画は平成28年度が目標年度となっております。その時点における施設規模ということで、1日当たり120tを算出しております。その場合、現折居工場の緑地帯を含む敷地内で建設可能と考えております。建設用地の関係につきましては、今年度の当初予算の概要書の附表の中で、図でお示しをいたしておるところでございますのでよろしくご理解頂きたいと思っております。

○西川博司委員 それぞれお答え頂きまして、剪定枝のチップ化物の目標、受入基準については分かりました。今後とも、この取り組みを更に強化されるように要望しておきます。それからリサイクル工房に関する事務ですけれども、実施回数が影響していることは分かりました。この取り組みは大変良い取り組みです。特に住宅地に近い折居清掃工場を会場とすると、市民は大変、行きやすいです。月1回の開催ということで21年度はそうであったのですが、今後この回数を増やせないのか、どうかその点についてお聞きます。それから廃食油回収と石鹼へのリサイクル、この点についてですが、内容については分かりました。ただ、広報が弱いと思います。もっと広報をしっかりとすれば、

もっと多く集るのではないかと思いますし、その分、業者にも引き取ってもらえると思います。それで、この中でBDFはある訳ですけれども、石鹼使用ですね、17.4リッターですね、これは少し少ないと思いますが、それからこれは、どのような形式で石鹼リサイクルにされているのか、方式を少し説明頂きたいと思います。それから、折居清掃工場の更新計画ですね、この点についてはそういう説明であった訳ですが、折角、ある施設ですので、今、現在も一炉交互運転ということにされている訳ですけれども、非常に勿体ない訳ですね、南部で、ごみ処理で困っている自治体もあると聞いておりますし、そこのごみを入れたらどうかと思うのですが、その点についての考え方をお聞きます。後、150トンへの更新がどうか、ということについての考え方については、一般質問等で質問させていただきます。以上、お願いします。

○吉村 弘専任副管理者 私の方から、南部の他の市町村のごみをどうするかと、うちの方へ持って来たらどうかということですが、行政協力は一定これまでもやっておりますので、向こうの方から要望がございましたら、やらせて頂きたいと、このように思っております。それ以上の事は、私の方からは言えませんので。以前ですね、京田辺なんかから、衛管へ加入をさせて頂きたいという話がございましたけれども、すでに撤回されておまして、向こうの方は向こうの方でやっていく、ということもございまして、木津川市もそうなのですけれども、ホームページで少し見ていっているのですけれども、向こうの方で建設の審議会が作られて、既に候補地が決まっております。そんなことで、あれは向こうの方の市でやっていくと、そういうことでありまして、一定期間だけ行政間協力ということは、有り得るということを申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○浅田清晴施設部長 一つは、折居清掃工場の工房回数、増やせないかということでございますけれども、やはり折居清掃工場で開催しますと、交通の利便性といいますか、そういうところは配慮できていると一方では考えられますので、来年度以降、ボランティアスタッフのエコフレンズさんとも、いろいろ相談をしながら、回数を増やせるか、今、現在月末の日曜日に定期的に固定して開催をしておりますけれども、それを土曜日もするとか、日曜日をもう1日増やすとかいう形で、ボランティアさんの都合もございまして、その辺は十分協議をしまして、内容等につきましても協議をしながら、参加者が拡大できますように、取り組んでいきたいと考えております。それからもう一つ、石鹼つくりの内容というふうに私、理解をしたのですけれども、これ、教室等を開催をしまして、そこで参加して頂いた住民の方の手によりまして、廃食油に苛性ソーダを入れてまして、固形石鹼を作るという、そういう事業でございまして、そちらの方で利用して頂いている廃食油の使用ということでございますので、よろしくご理解頂きたいと思います。

○西川博司委員 衣服譲渡について、折居清掃工場で開催の回数を増やすということについて、エコフレンズさんとも協議しながら、検討していきたいということですので、その点については期待をし、見守っていききたいと思います。それから、廃食油回収と石鹼

普及、この点についてですけれども、教室の開催でそこで使う、薬品を入れて石鹼を作るということですが、自分達で作ってということは、非常に良いことですが、また、石鹼製造業者に引き取ってもらうという方法を、石鹼普及と合わせて、これは環境に良いことですので、そういう方法についても検討をして頂きたいと思いますので、これについては意見とさせていただきます。それから、折居清掃工場での、ごみの近隣自治体からの受け入れ、これについては、申出があればやっていきたいということですので、この点について、お互いに行政間協力ということ、やはり発展させていくということも大事だと思いますのでその点については、要望、意見とさせていただきます。以上です。

○向野憲一委員 平成21年度決算というこういう資料があるのですが、この中で、し尿とごみの、住民1人当たりの税等負担額というのがありまして、昨年度と比べて、し尿ではマイナス、ごみではプラスということになっておりますけど、元々その全国平均と比較してどうかとか、他の組合と比較して、これが高いのか安いのか、というのが分からないと、この城南衛管のレベルというのが分かりませんので、そのことをちょっと教えて頂きたいと思うのですけれど。

○杉崎雅俊財政課長 41ページの行政コスト計算書の、し尿とごみの単価が増減しているということについてのご質問にお答えいたします。これにつきまして、総務省が、平成12年度に、この作り方のマニュアルというのを発表されておりまして、全国の地方公共団体の方で作りなさいということになっております。但し、事務組合につきましては対象外の状況でございまして、城南衛管につきましては、あくまでも対象外ですが、試作ということで、参考資料としてご提出をして参りました。基本的に企業会計上の方式で単価が、し尿の方は運営コスト等の減で下っておりまして、ごみ処理につきましては、企業会計の昨年度、長谷山清掃工場の方を全部解体しましたことによりまして、その廃棄コストをこの中に計算をしておることによりまして、単価が上がっております。結果としまして、それらの状況なのですけれども、あくまでも参考資料ということで、全国的な他団体との調査比較等はしておりません。

○向野憲一委員 ということは、このレベルが高いのかどうかということも、分からないというふうに、城南衛管自身、去年と比べたらどうやと、ということしか、掴めていないということですかね。

○杉崎雅俊財政課長 現状としては、その通りでございます。

○向野憲一委員 これは、全国にこういう組合があると思いますので、レベル的には城南衛管が、どんなもんかというのは一度、掴んで欲しいなと思うのですけど。これは、ちょっと意見としておきます。

○山本邦夫委員 先ず、し尿についてですけど、成果説明書の19ページで、し尿収集対

象登録世帯、先ほども報告で減少しているということですのでけれども、平成21年度の7,827世帯について、構成市町ごとの数字を教えてください。

それから、それにも関連をしますが、大体、年間8%、9%ぐらいで減少をしてきている訳ですけれども、次のページの20ページで、し尿と汚泥の搬入処理実績が出ていますけれども、洛南浄化センターへの今後の投入量の推移、見通しですね24年ぐらいでゼロにしてということだと思いますが、洛南浄化センターへの投入量の見通しについて先ず、お聞かせ頂いて、クリンピア沢の処理能力、今は、処理能力を超えて、沢の第2工場を閉鎖した関係で、第1工場、クリンピア沢単独での処理で、現時点ではオーバーしているの、洛南浄化センターへの投入ということになっていると思いますが、今後、洛南浄化センターへの投入が止まって、更にし尿等の搬入が減ってくると、そういう中で、沢における稼働の状況ですね、どういうふうな見通しを持っておられるのか、単純に1年で大体、1割近い世帯が減ってくると、10年後ぐらいには、うんと減っちゃうということの中で、どういうふうな考え方でいくのか、それやったらある程度までグッと進んでくるのであれば、洛南浄化センター1本で投入をすとか、まあ、府との話もあるのでしょうけれども、僕も先、こうすべしというのは未だ、ここは今後、それぞれ構成市町での下水道整備の進捗との裏腹の関係ですから、かと言って、汲み取りが完全になくなるということはないでしょうから、その辺りの考え方、現時点でどういうふうに考えておられるか、教えてくださいと思います。

それから次に、ごみ処理の関係で58ページのところで、最近、物忘れがひどくて、聞いているのか知れませんが、クリーン21長谷山で、設備修繕料として落雷による故障機器等修繕料ということで、結構大きい金額で892万5千円というのが上がっているのですけれども、この落雷事故の内容、それから運転への影響等があったのか、どうか、そこが聞いているのかどうか、記憶が定かでないのですが、議会にこれは報告してもらったのかというのも教えてください。僕の記憶には全く無くてということで、報告をしたけども、私が忘れていても有り得るということで、お聞きしています。

それから60ページのところで、折居清掃工場の電波障害対策事業補助金ということで、これについての内容と、それからここで補助金というふうになっていますが、恐らく建物、煙突等で電波障害が折居清掃工場が発生していて、それに対する補償ということだと思うのですが、補償というのじゃなくて補助金となっているのは、その辺の理由とか、中味とも関わってきますけれども、そこも含めてご説明を頂きたい。それから、電波障害ということであれば、例えば来年にはテレビ等の受信については、地デジ対応が進んでいく、それによって電波障害の関係とかは、うんと大幅に対象エリアは小さくなっていくと思いますが、それとの関連はどうかというのを。

それから日本環境衛生センターの問題なのですけども、灰溶融炉の停止をこの決算の説明の中でも出てきていますけれども、それから廃棄物処理委員会でも報告があり、この間の補正でも関連する経費の補正が上がっていましたが、それに関連して、日本環境衛生センター、財団法人ですね、それについて、幾つかお聞きをしたいと思います。この質問に関連して、僕も平成14年か15年度でしたか、長谷山の清掃工場事業に係る設計図書検討業務委託という分厚い報告書を、長谷山の方に保管してあるのをこっちに持ってきて頂いて、私もちょっとパラパラッとですけれども素人ながらちょっと見さ

せて頂いて、日本環境衛生センターにそれが業務委託がされて、その報告書が上がる。これについては共通項目又は個別の設計仕様書に基づいて、各メーカーへのヒアリング事項等技術的な問題とかが、ずっと書かれていて、読んで、素人なりにそれなりに面白いものかなと思って見させて頂いていたのですが、その中で細かいことを聞いてもあれなので、この中で、先日の本会議で審議してました補正の関係もありますが、電極の交換頻度について、各メーカーのあれを聞いているのですね、日立造船の関係で言うと、電極の交換頻度というのが1日に1本程度ということで、書かれていて、他を見てみますと、三菱は約3日とか、ユニチカは0.7日とか、神戸製鋼は1千時間、住友重工が年間1.5回とかいうことで、随分大きな開きがありまして、構造によって違うのかなと思うのですが、そのあたりは随分違うのだと思うのですが、日立造船の関連で言えば、電極の交換頻度というのは、かなり頻度が高いように見受けられたのですけれども、その年間経費はどれぐらいのものなのかを教えてください。それからその後に、長谷山の入札の時には、低入札価格の調査があつて、当初130億ぐらいで予定をしていたのが、62億でしたか、それで落札をして、低入札価格の調査をやった訳ですが、その時に、ちょっと日環センターと関係のない話になりますが、以前に平成15年10月に低価格調査結果というのを委員会の調査結果を私も頂いていまして、その資料を私、今も大事に持っているのですが、その中で、新長谷山清掃工場建設工事に係る引渡し後、7年間の維持管理補修経費というのが資料で付いています。9社の見積もりというか経費が上がっていきまして、日立造船が一番安くて、7年間で11億9,130万円、年平均をすれば1億7,018万6千円というふうになっているのですが、ここで、この7年間の維持管理補修費の、ここではどの範囲までここに上がっている数字は含まれているのか、経費の範囲ですね。それから実際に5年間運転をしてきた訳ですけれども、これまでの5年間の総額と、年間の平均の金額ですね、これは当初、入札の時に日立造船が出していた数字と、現時点での経費、見通しとの関係で、乖離があるのかどうか、その点を金額と乖離しているのか、どうかという状況を教えてください。それから、2007年に環境省が、今回うちも灰溶融炉を停めた訳ですけれども、建設をしてから、やはりいろんな所で問題が起こってきて、環境省としても2007年に、灰溶融炉等のコスト比較のための統一基準を作ったというふうに聞いているので、僕もちょっと調べる時間がなかったので、分かればその内容について教えてください。それから先ほど言いました、日本環境衛生センターについては、神戸新聞の記事を持ってきたのですけれども、2007年の12月21日付けの神戸新聞で、日本環境衛生センターの理事が基本的な課題をクリアしないまま実施に移した技術もあり、影響が出始めていると、メーカーは性能を高くうたいすぎたというふうに、発言をしておられるのですね。これについては、じゃあ、日本環境衛生センターというものは、後でも言いますけれども、この灰溶融炉をめぐる僕もこの問題この場で質疑をしたこともあって、理事者の方からは、信頼のおける団体だということで、ご答弁を頂いていて、平行線だったのですけれども、改めて環境衛生センターが、現時点、2007年ですから3年前ですけれども、明らかに、我々が灰溶融炉をめぐる日環センターに報告を求めた時と、様変わりをするスタンスで発言をされているのですね、そのことについては、一体どう考えるのかというふうに思っていますので、教えてください。それから、話が前後しますけれども、この日

本環境衛生センターについては、いろんな問題が浮かび上がっていきまして、環境省からの天下り先になっている。それから僕が知っている範囲の情報でも、埼玉県のごみ焼却施設、これ確か視察に行ったところだと思いますが、ここでトラックの進入路が狭くて、トラックが転回出来ないというようなことで、土地を拡張して、田んぼを買って拡張をするということをしなくちゃいけない、そういう、ずさんな設計をしていたということも明らかになっていますし、阪南市では污水处理プラントで談合事件があって、その談合の指南役をしていたという問題がありまして、そういうことが全国的にも明らかになっています。改めて衛管での日環センターの報告書を見させてもらったのは、そういう視点で見させて頂いた訳ですけども、5年後に運転停止をしなければいけないような、欠陥を持っている、未熟な技術であるということは、その報告書を何処を読んでも出てこないのですね。ところが、現時点では、センター自身が、役員が未熟な技術だと言わざるを得ない。いわば、それにお墨付きを与えてゴーサインを出したと。ところが5年経ったらそれはもう梯子をはずしてしまうと、これは如何なもんかと私は思っているのですけれども、その辺の経過も含めて、日本環境衛生センターについて、こういうような我々が委託をした報告書についての問題も含めまして、見解をお聞かせ頂きたい。それで、因みにこれは過去の問題じゃなくって、現に、今、折居清掃工場がいつまで使えるのかということで、精密機能検査を委託をしているのは、日環センターですからね、現在進行している問題でもあって、まあ、他に変わる団体があるとはなかなか思えない、この業界独特の問題がここにはあるのかなと、今まで日立造船の問題についてはだいぶ言ってきましたけれども、改めてこの外郭団体としての環境衛生センターの問題について、焦点を当ててお聞きをさせて頂きました。

後、それからごみ減量の問題について、容器包装リサイクル法の関係で、プラスチック類の包装容器ですね、この分別について、今、管内の構成市町の取り組みと、衛管としては今後どういう方向、このところにもう一段、ごみ減量、資源化ということでは、もう一歩、乗り出していく必要があるのかなというふうに思っていますが、その辺りの考えをお聞かせ下さい。

それから先ほどからも質問がありましたので、重複しているところは避けますが、折居清掃工場の更新についてですけども、現時点で更新を想定している時期、それから規模は、先ほど1日120トンの処理能力ということでおっしゃっていましたが、そこは更に、こういう焼却炉というのは、非常に高度で精密なものなのかなというのと、一方では大体業界では、炉の焼却炉の能力で、トン当たり何ぼ、というようなのが、結構言われるような、それで比較されるような世界もあって、割と精密な高度な技術的な側面と、割と大雑把な部分が同居しているように感じるのですけれども、そういう点では、ごみを減量をいかに進めて、先ほど120トンということでおっしゃった訳ですけど、更にそこをもっとコンパクトな形にしていくこと、120トン規模でいけるというのも、やはり各構成市町のごみ減量の問題と裏腹の問題ですから、今後10年間ほどの間でごみ減量を、特に燃やすごみをどういうふうに減量していくのかというのは、この折居清掃工場の規模に係わってくることなのですから、例えば今、120トンの炉、2基体制を組まれると思うので、60、60になるのかな、その場合、今の時点で大体、業界の相場で、どれぐらいの費用なのか分かる範囲で教えてください。

それから最後に、廃蛍光管、蛍光灯の処理の問題で、今、なかなか衛管の中では蛍光管の回収というのが、民間ルートで一定やられていますけれども、再利用、リサイクルということでは、軌道に乗っていないように感じますが、その現状をどういうふうに考えておられるのか、構成市町の取り組みも含めて、今後の問題意識、方向性も含めて教えて下さい。以上です。

○吉村 弘専任副管理者 私の方から、沢の工場の件で申し上げたいと思います。議員ご質問のとおり、し尿の搬入量がだんだんと減ってくるということでございますが、その超過する分につきましては、平成23年まで、この横の浄化センターの方にということで、23年度は1日10キロリッターで考えていますが、そういう契約なのです。24年度からはもうございません。後は、この沢だけでやっていくということですが、しかし、し尿は、ドンドンドンドンと搬入量が減ってくるということになりますので、それをいつまで単独でやっていくかということなのですが、この工場は平成9年に供用開始をしておりますので、もう既に13年ですか、経っております。後、若干の修理とか、いわゆる延命対策をして、大体それで30年ぐらいやっていけるかなというふうに思っています。従って、未だ17年ぐらいいけると思いますが、それでいけるのですけれども、そうしたら一方では勿論、量が減っておりますので、しかし、やっぱり今、議員おっしゃるように搬入量がゼロになるということはございませんので、そこで新工場を又、造るのかという話になりますが、それはもう出来ないだろうと思っています。ですからこの又、浄化センターの方にもう一度、搬入を京都府の方をお願いをするということが一つの選択肢としてございます。ただ、難しいこともあるのです。横の浄化センターというのは、私どもの所管が、これ環境省になっておりまして、向こうは違うのです。国交省になっているのです。ですから、中央の守備範囲が、なかなか突破できないということがございまして、その辺が又、難しい問題が出てこようかなというふうに思っていますが、しかしその頃になりますと、18・9年後なのですが、どのようになりますか、その守備範囲がどうなっているかということもございますので、政治的な観点で要望をしていくということが、一つあるかなと思っております。そんなことを考えたりしますが、それともう一つこれも選択肢で考えられるのですが、市町の公共下水で投入出来るのか、どうか、ということもあるのですけれども、それは一つのやっぱり検討事項だろうと思っているのですよ。ですからそのことで、いろんなことは考えていったらいいかなと、こんなふうに思っておりますが、いずれに致しましても、未だ随分先のことでございまして、これ平成30年前半では、今のし尿量が、半分以下になりますから、更に又、搬入量が落ちる時点でございますので、それは平成30年代のテーマかなというふうに思っております。

それからもう一つは、日環センターですが、議員おっしゃったように今、精密機能検査をやっております、折居清掃工場の関連ということでございますが、我々、議員いろいろと向こうの体質なり、おっしゃっていますけれども、我々は仕事さえしていただければいいというふうに、はっきりとその辺のところは整理しておる訳でございますが、あそこは、一部は財団法人、公益法人でございまして、環境省の廃棄物関係の調査研究も、そういう業務も受けたりされておりますし、又、全国の公共団体でも、いろ

んな施工管理とか、あるいは精密機能検査とか、いろんな仕事を受けておられるという実績もございます。それから、公益法人でございますから、やっぱり公平、中立だというような立場がございますので、業者とのややこしい関係と申しますか、そういうものは無いというふうに判断をしております。以前ですね、平成18年ですか、これ大阪地検が捜査に入ったことがあるというふうな、一部新聞報道がございましたけれども、あれはそうじゃなくって、被疑者ではなくって、民間企業の書類が一部この日環センターの中にあるのじゃないかなということで、大阪地検がそれを調査を行ったということは承知をしております。後、そういうことの内容を当時、日環センターの方が公表をされて、うちの方は清廉潔白だというようなことがございました。そんなことでございますので、私どもとしては、この日環センターの方に精密機能検査をお願いするというに至っている訳でございます。以上でございます。

○伊庭利夫業務課長 成果説明書の19ページ、表19のし尿収集対象世帯、平成21年度の7,827世帯の構成市町別内訳についてお答えします。宇治市が4,455世帯、城陽市が1,459世帯、八幡市が531世帯、久御山町が357世帯、宇治田原町が659世帯、井手町が366世帯でございます。

○浅田清晴施設部長 私の方からは数点お答えさせていただきます。先ず、灰溶融炉の黒鉛電極に伴う年間予算、幾らということなのですが、今年度の予算で言いますと、340本ということで、1,834万2千円を予算計上させて頂いております。先日も報告を申し上げましたとおり、その金額全てが補正の対象として、折居清掃工場の消火対策等に回させて頂いたところでございます。それから、日立造船から11億9千万余りで7年間の補修経費ということで、対象となる経費は何かということがございますけれども、内容から言いますと、それぞれ、いろんな設備がある訳ですけれども、受入供給設備とか焼却設備、それから今回停止すると言っております灰溶融設備、そういう設備ごとの定期点検・清掃それから整備工事費それに加えて定期的に交換を行う必要とする機器類それから部品類、そういうものの経費をトータルして提示されております。従いまして運転に係ります先ほど申し上げました黒鉛電極、それから薬品類など、日常的な消耗品は含まれておりません。

もう一つ、灰溶融炉に係る5年間の経費比較ということでしたけれども、今現在4年間ということで、お答えさせていただきます。初年度は、完成年度でありましたので、2年目からオーバーホールをするということにしておりましたので、4年間の経費ということで比較させていただきますと、その4年間の予定額が177,900千円に對しまして、その実績が165,761千円ということで、若干の差はありますけれども、予定額の範囲内で執行していますというご報告をさせていただきます。また、参考までに申し上げますと、来年度以降3年間残っている訳ですけれども、150,400千円という金額が灰溶融に必要ということで、提示されておまして、これが停止に伴い不用ということでございます。それから、環境省のコスト比較のことでの基準でございますけれども、先生おっしゃっていましたように、2007年6月に一般廃棄物会計基準として、その年の7月に環境省から通知を受けております。それまで一般廃棄物の処理に係る、収集

運搬から最終処分に至るまで、統一されたコスト分析の標準的な基準がなかったために、環境省では2005年から2年間に掛けて、検討をされて、作成され、6月に公表をされたということでございますが、組合では、原価計算手法が組合経費の負担方法の考え方と基準が合わないということで、この環境省が提示しているコスト計算は使わずにしているということでございます。その中に灰溶融炉だけを取り上げた内容は、無いみたいですね。確認をさせて頂きました。

それから、ごみ減量の関係でございます。先ず1点目のその他プラスチック製容器包装廃棄物の管内の取扱いでございますけれども、これにつきましては、その一部であります発泡食品トレイ、これのみを13年度から分別収集という形で行っておりまして、すでに資源化ルートに流しているということでございますが、その他の品目につきましては、不燃ごみとして扱われておりまして、奥山リユースセンターに搬入されて、破碎選別後、埋立処分されている状況でございます。しかし、当組管内を除く府内20市町村中、17市町村で分別収集が行われております。その内15市町村が指定法人に引き渡しているという実績がございます。こういうこともございますので、この間、幾度と無く担当課長会議等で議論をさせて頂いておりますけれども、未だ結論には至っていないということでございます。が、処理を預かる組合といたしましては、これ法律に基づく分別収集品目でもありますので、分別収集をやっぱり行う必要があるだろうと、しかしながら、他の団体の状況なんかを聞きますと、折角、分別収集しても手選別なんかで半分ぐらいが残渣扱いになっているということも聞いています。その他プラスチックと言いますと、チューブ類とか、なかなか中が洗えないものもありますので、そういうことを考えますと、収集後、余りコストをかけずに、簡単に、例えば指定法人の方に引き渡せる物については、やはり分別収集をすべきではないかなと、それから汚れがひどい物、落ちにくい物、こういった物については、わざわざ水を汚して分別収集をする必要は無いのではないかと、他団体でもよくやられているのですけれども、そういった汚れのひどい物については、衛生上の問題などから、可燃ごみ扱いとして収集されている所が物凄く多いです。そういうこともありますので、そういうことも考えていかな、あかんなというふうに思います。何れにしましても、住民の方の理解と協力が必要です。構成市町さんの収集形態に大きな影響を与える可能性がありますので、今後の資源有効利用の方向性等をしっかりと見極めて、一方ではCO₂等の環境負荷の問題、それから先ほど言いました住民負担、それから収集・処理のコストなども含めて、さらに、先程来出ておりますけれども、新折居、それから奥山の更新と言いますか、施設整備にその他プラというのは大きな影響が出てきますので、これも喫緊の課題だというふうに考えていますので、今後、積極的に市町と検討をしていきたいなと考えております。それからもう一つの、廃蛍光管ですけれども、これも不燃ごみとして、収集されまして奥山リユースセンターに搬入されております。保管処理後、ほとんどが埋め立て処分という形になっております。蛍光管と言いますと何回か答弁させて頂いておりますけれども、リサイクル可能な上質のガラス、これリサイクルしますとこれ、ガラスウール等に再生出来る訳です。それから受け口のところはアルミです。そういった貴重な資源が使われております。それから蛍光灯と言いますと、やはり発光材として水銀が若干使われていますので、こういったことを考えますと、汚染ということも考えられますので、資源リサイ

クルの一方では、環境保全という観点から、やはり分別収集する必要があるのじゃないかなということで、これも組合からは提起させて頂いています。先ほど言いましたけれども、これを分別収集するとなりますと、回収方法とか、いろいろ検討する材料が要りますので、今年度から組合の各工場に回収ボックスを置いております。そこに、廃食油とか衣服、ペットボトルのキャップ等と一緒に容器を置いておりますけれども、拠点回収の試行という形で行なわせて頂いております。

それから、折居清掃工場の更新時期と規模ということでございますけれども先ほども若干答弁をさせて頂きましたけれども、今ありますごみ処理基本計画で言いますと、目標年度が、平成28年度となっております。その時点で120tということで設定をさせて頂いております。これも先ほども申しましたけれども、来年度にごみ処理基本計画の見直しを行いまして、ごみ量を再算定を致しまして、それで規模を再度確定していきたいなと考えております。それから時期ですけれども、これは今、先ほど出ていました精密機能検査、今現在やっている訳ですけれども、その結果によって、現折居清掃工場の傷み具合、今後どれだけ整備していかなんかという辺りを見極めまして、それと比較した上で、更新時期を決定していきたいなというふうに、考えております。それから量の関係ですけれども、そういったことで現行では28年度現在120トンですけれども、人口も然程増えない、それから分別収集がその他プラの関係でいろいろ残っていますけれども、そういったことを考慮しますと、それ以下になるのではないかなというような予測を一方では持っています。それと、現時点における事業費ということでございますけれども、いろいろ調査をしております、平成17年度から21年度の間に契約された他団体の状況をみますと、規模として先ほど120トンと言いましたけれども、100tから150tの規模の間で、どれぐらい掛かっているか見ましたら、1t当りやはり規模も小さい関係もありますので、4,900万円掛かっているみたいです。ですからそれを、120tで計算しますと、60億円近く掛かるなど、現行の実勢価格でそのような状況となります。一方で、近年では、DBOとかいう設計から運営までを包括的に契約されている団体も多いことですので、その辺についても当組合では、調査・研究も現に行っているという状況でございます。他の質問につきましては、関係所属長からお答えさせていただきます。

○福井 均クリーン21長谷山所長 先ほどご質問のありました、落雷の件についてお答え申し上げます。起こったのは、平成21年6月に発生致しております。主な内容につきましては、駐車場の周辺につけておりますカメラとか、そういったものと、一部コンピューター、電算関係のものに故障が致しまして、修理をいたしておりますが、焼却炉の運転については、幸いにも影響が無かったので運転の方は、そのまま続けておりました。議会の報告につきましては、そういった面で処理の方につきましても全然影響が無かったということで、報告をするまでもないということで、報告致しておりません。

○福西 博折居清掃工場長 私の方からは、成果説明書60ページの電波障害対策事業補助金について、説明させていただきます。補助対象の中味ですが、宇治市の一部の地域で補助しており、共同アンテナ等の整備更新の補助が主なものであります。もう一つの

質問ですが、地デジ化による影響ですが、この補助金と宇治市経由で、総務省からの補助金が出ており、それらで対応していただいています。

○吉村 弘専任副管理者 先ほど私の答弁で、少し補足だけ一点しますが、先ほど私、中央省庁の守備範囲の話を致しましたが、だったら今、何で投入しているのやという話になるのですけれども、あれは、流域下水道分だけを投入させて頂いているというような整理で、今、投入をしているということですので、申し上げておきたいと思います。

○山本邦夫委員 ありがとうございます。し尿関係が大体、沢工場の今後の見通しのところも話をして頂いたので、それぞれの構成市町での下水道の整備とか、実際の下水道の加入の状況の進展で、それを見守りながら、ということになっているということで、全体的にはよく分かりましたので、結構です。それから落雷の件で言えば、ちょっと目に留まったので、お聞きしたのですが、結構それでも修繕費とかで900万ぐらい掛かっていて、一定そのあたりは、衛管のシステム上、なかなか、廃棄物処理委員会とか、総務とか、いろいろ報告する場面、場面の問題もあるのでしょうか、結構、修繕としては大きい規模なのかなと思いますので、何で報告しなかったんだというつもりも無いのですけれども、一定規模のそういう事故、不慮の問題、一方、落雷で影響があれば、炉についても影響をしてくる場合もある訳でしょうから、又、今後ちょっと、いろいろその辺は個別ケースで、ケースごとに判断して頂ければ結構かなと思います、大体分かりました。それから電波障害の件は、要するに地デジ化によって、基本的には難視聴区域は解除されるということで良いのか。要するにこういう補助金を出しているのは、地デジ化の移行が進めば、そういう補助を出す必要はなくなるのか、どうかということ、それをちょっと確認をしておきたい。若干、影響するところがあるのか、どうかも含めて、範囲が狭くなれば、対応の仕方も変わってくるでしょうし、その点だけ教えてください。それから、日立造船の関係の維持管理補修費については、大体、当初示した提案どおりの範囲内で進行ということで、それは分かりました。それから、コスト比較のための統一基準のことも、又、一遍ちょっと見せてもらって、見て分かるかというのもありますけれども、それはそれで、今日のところは良いです。環境衛生センターの問題について言えば、前の時も見解の相違で終わっているのですけれども、恐らく、いろんな分野で、全国もここにいろんな委託をしている部分もあって、ここに仕事を委託するというのは、避けられない部分というのはあるのだと思うのですけれども、やっぱり今回の灰溶融炉の停止を巡る問題で言えば、新しい技術で国と業界によって、それが巨大な市場が作られてきた訳ですよ、うちでも、その分だけでも12億円。僕も衛管の議員で、八幡から出してもらっていて、もう12年になりますけれども、最初の頃は、ダイオキシン特需があって、この当時は、灰溶融炉、又、それからガス化するという、溶融ガスにするというそういう方法もあったりとか、そういう形で、施設面、ハード面でのそれをしなくちゃいけないというのがあって、5年周期ごとで、何か新技術とか、ダイオキシンの場合は技術というよりも、社会的な現象があって、それが需要に結びついてきている訳ですけれども、そういうのが次々とやられてきていて、その中で本当に高

い新技術だと云われて、それぞれの自治体や、衛管のような一部事務組合も、それをせざるを得ない、ところがそれがもう数年したら、それは未熟な技術だったというふうに、簡単にこう評価が変わってしまうということですね。これは暫く次の折居の時までうちは、心配は無いので、良いのですけれど、そここのところの、僕は最後総括でまた言いますけど、衛管としてはそここのところに、どう対応していくのかということ、それはやっぱり大きな課題なんですね。そここのところは、日環センターの評価については、また随分違うので、あれですし、先ほど阪南での話の大阪地検の捜査の話をされましたけれども、別に今日は、そここの事件性について争うつもりは無いですけれども、そういう、ある意味ではコンサルタント的な役割を果しているところが、非常に本当に第3者、客観的な立場で新しい技術を厳しく評価をするという、そこが本当に担保しているのかということ言えば、今回の経過で言えば、僕は不十分だと思っているので、その点では今後、日環センターに仕事を出すなど、出さん方が良いかなと思いますが、実際には、なかなかそうはいかない部分もあるでしょうけど、衛管としてはそここのところは、厳しく望むということが必要かなというふうに思っています。これも再質問というふうにはしませんので、ちょっと意見だけは聞かせてください。それから、ごみ減量の関係で、容器包装リサイクルの関係で、ちょっと先ほどの答弁で、衛管を除く府下の20自治体中、17自治体では分別されているというようなことで、ある意味では衛管の取組自体が、一種そこは遅れていたのかなというふうに、ちょっと驚いてはいるのですけれども、その点でこれは次の折居の関係でも出ていました、ごみ処理基本計画、これは衛管であったり、それから構成市町の所でも同じ時期に、これは大体見直しになっているのかな、法で定められたやつですから、その当たりで具体的に、これとね、最後の廃蛍光管の話も併せてですけれども、具体的にどのような取組をされていくのか。衛管の場合難しいのは、一部事務組合ですから、収集部門は市町村というところがありますから、ここで余り先走ったことを云うて、構成市町との間での摩擦があってもいけないですし、そこは足並み揃えてということで、大半の首長さんが来て頂いていますので、その辺りは衛管としては今後どのような協議を、この2点ですね、容器包装リサイクルとその廃蛍光管については、どのようなテンポで、大まかな目安で結構ですので、取り組みのスタンスをちょっと教えて頂ければと思います。それから、折居清掃工場の問題について云えば、大体120トン規模でもやっぱり60億と、まあ一、長谷山がうんとお安い値段でいけたというのもあるので、今やったら80億、90億ぐらい掛かるのかな、長谷山の規模だと。そういうので、結構大きな事業ですので、そういう点ではごみ減量の問題も含めて、構成市町と足並み揃えて、この時期、未だちょっと先の話ですけど、今の時期にしっかりやっとかんと、それは焼却炉の規模の問題にも影響もしてきていますし、ある意味では、衛管の今の時期といういは、先を見据えた元々、集ってきたごみをどう処理するのか、し尿をどう処理するのかということで始まっている事務組合ですけど、ある意味ではそここのところは、構成市町と連携して、これから先、どういうふうに減量に取り組むのか、施設整備、し尿の問題も、ごみ焼却の問題でも、ちょっと、そういう今までと違った時期に来ているのかなとっていて、今日、ちょっと先の話もさせてもらって、若手の職員さんもらっちゃうので、結構そういうメンバーに期待することが大きいかなとと思っていますが、ちょっとその今後、そのごみ処理基本計

画、各構成市町との関係で、今、言ったような点、どういうふうに調整されていくかだけ、答えられる範囲で言ってもらえれば。

○吉村 弘専任副管理者 その他プラとかですね、そういうような物について、先ほど施設部長が申しあげましたように、環境の担当課長会議というのがございまして、その中で議論をしておるのですけれども、なかなか進まないのが現状です。中には、ある課長さんなんかは、もうトップダウンでやってもらえないかなという話があったりしておるのですね、今日、正管理者も副管理者もおられますのですけれども、いずれ私の方から時期を見て、そんなこともお願いをしなきゃいかんのかなというふうに思っております。それから今、議員おっしゃったように、新折居の関係も出てきますし、それから奥山リユースセンターを、どんなふうに造っていくのかということにも大きな影響がございしますので、そこはしっかりやっていくと、こう考えております。

○浅田清晴施設部長 電波障害の関係で、無くなるかということですが、無くなります。基本計画の関係ですけれども、これは廃棄物処理法に基づいて作成している訳です。その中に一部事務組合等で作る場合は、やはり各構成市町との兼ね合いで、齟齬が生じないようにという文言も謳われていますので、私どもは大きな整備事業が出てきた時に、必ず見直しをすると、ごみ処理に関しては、ごみ処理基本計画を見直しするということにしておりますし、前回も18年度でやっております。その前は14年度に今のクリーン21長谷山の関係で見直しをしております。その都度、必要に応じて、概ね5年ごとに見直しをするように言われておりますので、その都度見直しを行っております。内容につきましては、ごみ量の出し方とか、それから分別の内容とか、そういったものにつきましては、やはり市町さんの考えが100%になってきます。私どもの要望も入れさせてもらいますけれども、そういうことになりますので、その点の調整等につきましては、人口の推移も含めて、全て市町さんの上位の総合計画との差が生じないような形で調整をさせて頂いて、ごみ量を算出して、最終的には市町と合意の上で、城南衛生管理組合のごみ処理基本計画という形で、いろんな方面で使用させて頂いておるところでございまして。各市町さん、なかなか、改訂までは至っていないところもございましてけれども、そういった形で、組合で作成しましたら、必ず数字的なものは市町と確認した上で、その中身につきましては、見て頂いて報告して、認知して頂いているというような状況でございまして。

○山本邦夫委員 最後、要望なのですけれど、一点だけ。先ほど専任副管理者の方からあった話で、担当課長会議で、トップダウンでやってくれというような話はね、それは、そちらの話じゃなくって、構成市町の問題の話で、やっぱり一部事務組合という性格から考えた時に、それはやっぱりそのところは、基本的には構成市町がステップアップしていくべき課題だし、そのところは分かっておられると思いますので、それぞれ、管理者、副管理者の立場で、それぞれの首長さんも来ていただいているので、その一部事務組合としての性格も踏まえた上で、必要なことについては3市3町足並み揃えてという、まあ一、揃わない場合もあると思いますけれども、やっぱりその現場のどこ

ろでどういうふうにしていくのか、市民、住民との接点はそこですから、衛管でこう決めてくれたら、お願いしますというのは、本来は違うよというのは、私は、言われた以上は、言うとかないかんですし、それはちょっと、管理者、副管理者のところでは是非、そういうことを踏まえて、それぞれで、収集業務のところの更なる改善というのはお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○田中美貴子委員 一点だけ、お聞きをします。リサイクル工房に関する考え方をお聞かせ頂きたいのですが、成果説明書の31ページで、工房運営が、ボランティアスタッフの方々が中心になってやっておられるとのことなのですが、運営は、考え方とか、そういうふうなことはやってもらっても、一層私、折角育ておられるボランティアスタッフの方々もいらっしゃいますので、この運営自体を民間委託という形でするような方法をお考えになられたら良いのではないかなと思うのですが、如何でしょうか。

○吉村 弘専任副管理者 ボランティアスタッフの業務を、民間委託にというお考えですか。

○田中美貴子委員 リサイクル工房の運営を、民間委託するという考え方です。

○吉村 弘専任副管理者 私、あの施設は、やはり市民、町民に開かれた施設だと思っているのです。ですから、今、先生おっしゃるように、民間になってしまうのじゃ無くて、これはやっぱり住民参加で運営をして頂くという方法じゃないかと思うのですよね。ですから今、未だ全部やっていませんけれども、順次このままスタッフの会を何年か前に設立をした訳ですが、そこで、順次、業務の範囲もだいぶ広がってきているのですね。ですから、工房の講師をして頂いたり、それから教室なんかやって頂いていますし、それから最近では外部へ出て頂いたりですね、いろんな工房とか、講師をやって頂いています。それから横の城陽の新工場の見学案内をして頂くということでございますが、いずれに致しましてもあの施設は、やはり住民の方で運営をしていくという考えを持っております。そこに職員を若干配置をして、それをサポートしていく、というような施設かなと思っておりまして、それでずっと今日までやって来たということでございます。更に一層、住民さんに参加を頂くということで、このスタッフの会も更に充実をしていきたいと、こんな考え方でございますので、よろしくご理解頂きたいと思います。

○田中美貴子委員 エコ・ポート長谷山を拠点としてやっておられるのですよね。ただね、今、私が聞いたのは、リサイクル工房の中で、今、吉村専任副管理者がおっしゃられたように、スタッフの人達も育ててきておられますし、又、講師として出向いて頂いていると、これね恐らく皆さんやっぱりこう好きな、こういうリサイクルすることとかね、好きな方々が、本当に自分達の楽しみも兼ねながらやっておられると思っているのですね、例えば、こういうふうな人達をNPOに上手にお育て頂いて、NPOに民間委託をするというふうな形で発展していくという、550万ほどですよ、この550万

というものの経費を、民間委託にするということを考えていったら、私は、反対にこういうところからもっと自分達がPRして行って、民間の活力が反対に、上手に使われるものになっていくと思うのですけどもね、如何でしょうかね。

○吉村 弘専任副管理者 NPO化ですね、これは我々も全く否定していないのです。従って、ドンドンドンドン発展していきましてね、そういうふうになっていけば、これは良いかなというふうには思っています。

○田中美貴子委員 それで、未だ、これについては民間委託は考えていないということで、良いのですね。

○吉村 弘専任副管理者 現在は、そうでございます。

○田中美貴子委員 分かりました。私は、こういうふうな所こそ、先程来から民間委託という話が出ておりますけれども、こういう所こそ私は、案外、民間委託に馴染んでいくのではないかなと思っております。以上です。意見で。

[歳入全款]

な し。

[実質収支及び財産に関する調書]

な し。

[総 括]

○山本邦夫委員 最初の総務で聞いてもよかったのですが、人員体制の問題、委託の問題については、いろいろ他の委員からも質疑があったので、繰り返すことはしませんので、簡単な質問にしておきますが、いろいろ課題としては、先ほどもちょっと日環センターの話でも云いましたけれども、衛管としての技術水準をどのように維持していくのかと、維持していくというか、もっとプラントメーカーであったりとか、それからコンサルタント等々にですね、お任せ、仕事をして頂いたら良いんだということも先ほどありましたけれども、そこをきちんと、適確に判断できる技術力というのは、やっぱり衛管には必要だと思うのですね、そういう点で民間委託が次々進んでいくということ、労働面での懸念というのは当然我々持っている訳ですけども、一方で、衛管として機能を考え

た時にも、その技術水準というのは避けて通れない部分がありまして、そこについては常々言っていることでもあるので、新しい展開ではありませんけれども、そういう問題意識で、そういう視点で総括という角度で、確認をしておきたいというふうに思っているのです。

具体的には、平成21年度、22年度、23年度、退職者数とそれから新規採用数。今、下には来年度の募集の要綱の配布のことが看板で出てたりもしていますけれども、その退職者数と新規採用数について、23年度については、予定になりますけれども、どれぐらい考えておられるのか。それから23年度はこれから応募ということになりますけれども、22年度で云えば、採用試験の応募状況も、人数をちょっと教えてください。

それから後、民間委託の問題については、これはこれで、いろんな角度で掘り下げる必要があると思っはいるのですけれども、将来的に見た場合にですね、日本全体の労働力の若年層の減少ということもあって、やっぱり労働力不足という問題以外に、失業の問題とかもあったりする訳ですけれども、もの凄く矛盾した動きもありまして、そういうふうに見た時に、やっぱり最終的には今、コストの問題で、民間委託ということが非常によく言われている訳ですが、例えば現に今、八幡でもごみ収集を民間委託をした時に、想定していたよりも、うんと高い年齢の方が、ごみ収集をされているということがあって、僕もちょっと驚いていたのですけれども、必要な労働者が集められない事態というのは、場面、場面では起こってくる可能性があると思うのですね、そういう意味では、きちんとその労働者に対する待遇というのは、きちんとしておかないと、そこは今、ワーキングプアみたいな事態ではないと、そのことは、今日も答弁でありましたし、それから以前にも、僕も確認をしてくているところですが、そういう点では、実は、民間委託がずっと進んできた場合に、賃金水準とか雇用条件で、もの凄くそこが労働市場の影響を受けるという場面が出てくる可能性があるのですね。否、この1年や2年でどうですかということじゃなくって、民間委託をずっと進めていった時に、そこによる影響を衛管としては、もろに受けてしまう。一定の補完的な役割で止まっている間は良いのですけれども、中心的な部分まで民間委託をしてしまった場合に、その労働市場の変化によって、委託料が上がってくるだとか、人が集まらないとか、そういう事態というのはある訳なのです。あまりこのことは民間委託の問題で議論されていないのですけれども、5年、10年というふうに見ていった時には、そういう問題というのは考えておかなければいけないというふうに思うのです。そうになったら急に、じゃあ、衛管として人を取れるかという、その時にはもう取れないのです。もうそれは市場に任せるしかなくなってくる。民間委託というのは実は危険性があって、そういう問題というのは、民間委託の場合については労働問題と、もう一つ、そういう衛管の機能というふうに見た時に、僕自身は懸念を持っているのですけれども、その点について、ちょっと抽象的ですが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○吉村 弘専任副管理者 現場の運転技術の向上といいますか、それは誠に大事なことでございまして、しかし一方では、最近の工場はコンピューター化が進んでおりまして、自動制御で、いろんな仕組みでシステム化されているということでございまして、今年

の新採も4月1日に採用しておりますけれども、清掃工場に4人配置を致しましたが、もう他の職員と全く遜色ないです。中央監視室でも1人でやっておりますし、そんなことで、そう先生おっしゃるように非常に超高度な技術でもないかなと、私はそう思っております。そんなことで、今年の新採もそうですし、また、あそこ40名はうちの方でそういう技術を発揮して頂くということでございますし、まだ、30名の職員もおりますし、そんなことで、また更に今後順次、技術職員も採用していきたい。勿論、定年退職の人数をそのまま採用するのじゃなしに、やっぱり委託と、それから再任用ですね、それから新採という、この3つを上手く調整をしながら進めていきたいなと、こんなふうに思っておるところでございます。そして、技術の継承おっしゃるとおりなのですが、そんなことで、まだまだうちの方は、30名、40名この所で技術力を発揮するという職員が、現におりますので、そのことは心配ないかなと思いますけれども、将来方向を考えましたら、やはり、いろんなことを考えていかなきゃいかんと思います。例えば委託でも、委託は夜間もやっていますから、班編成でやっているのですね、その中に直営の職員を1人、2人、3人、こう入れていくというようなことも、他の施設ではやっておりますし、そんなことで現場の技術を向上させるということも、創意工夫の中で出来るんじゃないかなと、こんなふうに思っていますので、私は現場の技術という範囲では、あまり心配はしておらない、創意工夫が出来るというふうに思っておるところでございます。当然、今後も順次、優秀な人を採用していきたい、お陰様で城南衛管、今、募集しておりますけれども、大変優秀な方が最近は来ておりまして、30倍、40倍の倍率で来ておりますので、その点は大丈夫かなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○清水孝一総務課長 21, 22, 23の人員体制であります。21年職員数は112名で、その年の退職者が14名、採用はゼロ人でした。22年度、現在106名の職員体制で、今年度9名の退職、新規採用は7名でございました。23年度につきましては、職員数98名で計画をしておりますが、退職者が8名で、新規採用は1名の予定でございます。後、応募の状況なのですが、昨年度の採用試験、実は2回行いまして、それぞれ35歳まででございましたけれども、1回目につきましては、行政事務職で134名、技術業務職で35名の応募がありました。後、追加で2回目を致しまして、この時は技術業務職35歳までの募集で160名の応募がございました。以上でございます。

○山本邦夫委員 今の話で1回目と、それから2回目の応募をされたと、それは2回目も応募をされたという事情というのは何か、元々、予定で2回に分けてということだったのか、それとも予定していた人員の数までいかなかったという、その辺の事情はどのようなのですか。

○清水孝一総務課長 実は1回目を行いまして、充足はしたのですが、その段階で丁度、特別希望退職との時期的に重なって参りまして、その年に昨年度ですけれども、2名の特別希望退職がございましたので、その部分が足りなくなって、再度せざるを得

なくなったということが、一番の原因でございます。

○山本邦夫委員 1回目で聞けばよかったのですが、採用内定、合格者を出して、それで辞退とかね、衛管の場合、例えば7人の採用枠で、7人がずっと、きやはるのか、それとも、10人、15人とか出して、それで、最終7人になっているのかね、その辺りの例えば、内定者と辞退者、それから採用者、その辺の関係はどうでしょう。

○清水孝一総務課長 実は1回目の採用試験におきまして、議員おっしゃるとおり、そういう登録者があれば、その登録者でカバーが出来たのですけれども、点数との関連、後、面接も致しまして、それによりまして、丁度ギリギリの数しか登録が出来なかったというふうな状況の中で、特別希望退職者が出て来たという状況でございます。なお、これにつきましては、そのことの反省もいたしまして、今年につきましては、既に特別希望退職の募集を完了しているという状況でございます。

○山本邦夫委員 良いです。

[討 論]

な し。

[採 決]

全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定。

議案第 11 号

公平委員会委員の選任同意を求めるについて

下記の者を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 22 年 11 月 25 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

記

住 所 京都府宇治市広野町桐生谷 52 番地の 31

氏 名 むら た とし ゆき
村 田 敏 行

生年月日 昭和 17 年 5 月 30 日

住 所 京都市左京区下鴨西梅ノ木町 49 番地の 1

氏 名 やま おか しょう じ
山 岡 祥 二

生年月日 昭和 24 年 10 月 18 日

住 所 京都府八幡市橋本興正 7 番地 4

氏 名 いし の よし ゆき
石 野 喜 幸

生年月日 昭和 15 年 5 月 16 日

提案理由

平成 22 年 12 月 27 日に本組合公平委員会委員の任期が満了することとなるため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 12 号

城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 22 年 11 月 25 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合行政財産使用料条例（昭和 55 年城南衛生管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

土地使 用料	電柱その他の柱類	1 本につき 1 年	3, 010 円
	その他の土地使用の場合	1 年	A に 100 分の 4 を乗じた額

」

を

「

土地使 用料	電柱その他の柱類	1 本につき 1 年	3, 010 円
	電線その他上空に設ける線類	1 メートルにつき 1 年	20 円
	その他の土地使用の場合	1 年	A に 100 分の 4 を乗じた額

」

に改める。

別表備考 5 を次のように改める。

- 5 使用の面積若しくは長さが 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満のもの又は面積若しくは長さに 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満の端数を生じる場合の端数は、それぞれ 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。

別表備考に次のように加える。

- 7 電線その他上空に設ける線類は、土地使用料を徴収する電柱その他の柱類等に附属するものには適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電柱その他の柱類に共架する線類に係る行政財産使用料金を新たに追加するため、本案を提案するものであります。

議案第 13 号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 22 年 11 月 25 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（平成 14 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項の表長谷山清掃工場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

長谷山清掃工場の解体撤去整備事業の完了に伴い、同工場に係る規定を削除するため、本案を提案するものであります。

議案第 14 号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとお
り定めるものとする。

平成 22 年 11 月 25 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和 48 年城南衛生管理組
合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 150」に改める。

第 2 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 5 条第 2 項中「100 分の 145」を「100 分の 140」に、「100 分の 15
0」を「100 分の 155」に改める。

第 3 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正す
る。

附則第 3 項を次のように改める。

3 地域手当の支給に関しては、第 4 条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与条例
附則第 18 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 23 年
1 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 22 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえ、期末手当支給率を改正
するとともに、地域手当支給率について所要の改正を行うため、本案を提案するものであ
ります。

議案第 15 号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するに
ついて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のとおり定め
るものとする。

平成 22 年 11 月 25 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第
14 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分
の 150」を「100 分の 137.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を
「100 分の 122.5」に、「100 分の 150」を「100 分の 137.5」に、
「100 分の 85」を「100 分の 80」に改める。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 70」を「100 分の 67.5」に改め、
同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 32.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100

11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600

45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		

79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900		
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600		
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300		
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000		
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500		
86	239,700	295,700	344,500	385,700			
87	240,400	296,100	345,000	386,300			
88	241,100	296,500	345,500	386,900			
89	241,900	296,800	345,900	387,600			
90	242,400	297,200	346,400	388,200			
91	242,900	297,600	346,900	388,800			
92	243,400	298,000	347,400	389,400			
93	243,700	298,200	347,700	390,100			
94		298,600	348,200				
95		299,000	348,700				
96		299,400	349,200				
97		299,600	349,500				
98		300,000	350,000				
99		300,400	350,500				
100		300,800	351,000				
101		301,000	351,300				
102		301,400	351,700				
103		301,800	352,100				
104		302,200	352,500				
105		302,400	353,000				
106		302,800	353,400				
107		303,200	353,800				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200	355,100				
111		304,600	355,500				
112		305,000	355,900				

	113		305,200	356,400				
	114		305,600					
	115		306,000					
	116		306,400					
	117		306,600					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2中「100分の6」を「100分の4.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(地域手当の特例)

18 当分の間、第22条に規定する管理者が定める職にある職員以外の職員に対する第9条の2の規定の適用については、同条中「100分の4.5」とあるのは「100分の5」とする。

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、給料月額及び期末勤勉手当支給率を改正するとともに、地域手当支給率について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。